経済産業省

平成 22･12･10 商局第１号
平成２２年１２月２４日

経済産業省大臣官房商務流通審議官　深野　弘行

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について

上記について、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（平成２２年政令第２２３号）及び経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成２２年経済産業省令第６０号）の施行に伴い下記のとおり定め、平成２２年１２月２７日から適用する。

なお、昭和４９年１２月４日付け乗用車ヘルメット及び野球用ヘルメットの大きさの型式の区分について、昭和４９年１２月２４日付け消費生活用製品安全法の規制の対象とならない乗車用ヘルメット及び野球用ヘルメットの表示について、昭和５２年８月１０日付け消費生活用製品安全法の規制の対象とならないロープの表示について、昭和６２年１１月６日付け乗車用ヘルメットの製造年月の表示等について、平成７年１２月２８日付け７産局第８９７号（消費生活用製品安全法に基づく通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令の解釈（検査マニュアル）について）及び平成８年１月４日付け７産局第８９０号（消費生活用製品安全法関係の運用及び解釈について）は、平成２２年１２月２６日限りで廃止する。

１　特定製品

消費生活用製品安全法施行令（昭和４９年政令第４８号）別表第１に掲げる特定製品についての解釈は、次のとおりとする。

（１）　家庭用の圧力なべ及び圧力がま

「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」とは、通常家庭内で使用されるなべ及びかまのうち、その使用状態において本体にふたが固定され、内部に発生した水蒸気が容易に外部にもれない構造になっているものであって、内部の水蒸気により内部に圧力がかかるものをいい、専ら炊飯又は食物を煮るために使用されるものをいう。

「家庭用」とは、一般消費者が家庭で使用する場合をいうものであり、通常業務

用に使用される大型の圧力なべ及び圧力がまは、対象としない趣旨から、その内容積は１０リットル以下のものに限定している。

「内容積」とは、圧力なべ及び圧力がまに水を満たしたときの容積をいう。

「９．８キロパスカル以上のゲージ圧力」とは、外部の気圧よりも内部の気圧の方が９．８キロパスカル以上高くなっていることをいう。

「なべ」とは、主に食物を煮るために使用されるものをいう。

「かま」とは、主に飯を炊くために使用されるものをいう。

（２）　乗車用ヘルメット

「乗車用ヘルメット」とは、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する者が衝突等の事故の際に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいう。

なお、電気用、荷役用、鉱山用、工事用等の業務で使用することを目的としたヘルメットや玩具、スポーツ用（レース用を含む。）のヘルメット等その外観、形状等からみて明らかに「乗車用ヘルメット」と異なるものは規制の対象とならない。

また、ここでいう「乗車用」とは、国内外の規格で、消費生活用製品安全法（昭和４８年法律第３１号。以下「法」という。）関係法令及び本解釈で定める「乗車用ヘルメット」に該当する規格に適合している旨の説明・表示をして販売されているヘルメットも含み、玩具等の「装飾用」と表示して販売することで法の対象外となるものではない。

ここで、「国内外の規格」とは、日本工業規格（ＪＩＳ：Ｊａｐａｎｅｓｅ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ　Ｓｔａｎｄａｒｄｓ）、米国運輸省規則（ＤＯＴ：Ｄｅｐａｒｔｍｅｎｔ　ｏｆ　Ｔｒａｎｓｐｏｒｔａｔｉｏｎ）、国際連合欧州経済委員会規則（ＥＣＥ：Ｅｃｏｎｏｍｉｃ　Ｃｏｍｍｉｓｓｉｏｎ　ｆｏｒ　Ｅｕｒｏｐｅ）、ＳＮＥＬＬ規格等のうち、「乗車用ヘルメット」に係る規格をいう。

法の対象外とできる「レース用」としては、オートレースのような公営競技又はサーキットを走行するロードレースやモトクロスのようなクロスカントリーレース等の特定のレース場で走行することを目的として設計したヘルメットをいう。ただし、そのヘルメットがレースだけではなく、上述の「乗車用」に該当するものは、たとえレースで使用するものであっても、法の対象とする。四輪車用のヘルメットについても、自動二輪車等用に公道で用いるために、一般消費者が購入できるものについては、同じく法の対象とする。

法規制の対象とならないヘルメットにおいて、一般消費者が「乗車用ヘルメット」と誤認するおそれのあるものについては、それを利用する消費者が一見してわかるようにするため、活字の大きさを１４ポイント（４．９ミリメートル）以上で「公道使用不可」、「四輪競技用」等の記載を行い、当該ヘルメットの外面の見やすい箇所に容易に脱落又は消えない方法で表示すること。

（３）　乳幼児用ベッド

「乳幼児用ベッド」とは、乳幼児の睡眠又は保育の用に供されるベッドをいう。このうち規制の対象となるのは、脚、床板及び枠を有する構造のものであって、主として家庭において、出生後２４月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除くものとする。

この場合において、

① 次に掲げるものは、家庭において２４月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用されることがあるが、その使用目的、構造等から、規制の対象とはしない。

イ シートを取り外して乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる乳母車、傾斜させて乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等

ロ 籐製、合成樹脂製等の籠であって、乳幼児の睡眠又は保育の用に供されるもの

ハ 籠等をハンモック式に吊りさげたいわゆるハンモック式ベッド

ニ ベビーサークル（ただし、床板を有するサークル兼用ベッドは規制の対象とする。）

② 「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに限定したのは、専ら病院、保育所等乳幼児の保育に関する専門的な知識及び経験を有する者が存する施設において使用することを目的として設計されるものについては、設計又は検収の段階でそれらの専門的な有資格者による安全性のチェックが行われ、また、使用の態様についてもそれらの有資格者による適切な使用管理が行われることが期待されるので、規制の対象とする必要はないとの趣旨によるものである。

したがって、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドであって、医師、看護婦、保母等が仕様を定める等により特別に注文して製造されたものは、規制の対象とはならないが、他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドであってもそれが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものである場合は、規制の対象となり、また、デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用ベッドもその使用の態様は家庭における場合と同様であるので、通常は、「主として家庭において使用することを目的として設計したもの」に該当し、したがって規制の対象となる。

③ 「出生後２４月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したもの」としたのは、運動神経が未発達であり、その安全の確保について特別の配慮をする必要があるのは、通常、出生後２４月以内のいわゆる乳幼児であるので、規制の対象をこのような乳幼児の睡眠又は保育用のベッドに限定する趣旨である。

したがって、二段ベッドのように通常出生後２４月を超える幼児の睡眠用に使用されるベッドは、規制の対象とはならない。

なお、出生後２４月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計されたものである以上、当該乳幼児用ベッドがたまたま例えば３０月の乳幼児の睡眠又は保育に使用するため購入する消費者に販売されたとしても、規制の対象となることはいうまでもない。

④ 「揺動型」とは、ベッド本体を揺り動かすことができる構造のものをいい、具体的にはベッドの脚部に湾曲した木材等を取り付けているいわゆるシーソー式ベッド（揺り籠を含む。）がこれに該当する。

（４） 登山用ロープ

規制の対象となる「登山用ロープ」とは、通常ザイルと呼ばれているもののうち、岸壁や急傾斜の氷雪面等の登はん又は下降中にスリップ等で登山者が墜落した場合に、登山者の身体の落下を止めるために、身体確保用として用いられるロープをいう。したがって、荷物運搬用ロープ、あぶみ用ロープ、雪崩ひも等は、表示又は販売方法によりその旨が明らかにされている場合は、規制の対象とはならない。また、漁業用、工業用等ロープは、通常表示又は販売方法により、登山用として使用されないことが明らかにされているので、規制の対象とはならない。

また、規制の対象となる登山用ロープ以外のロープを販売しようとする場合であって、外観上当該ロープと登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）との識別が困難なものについては、身体確保用には使用しない旨をロープの末端部に容易に脱落又は消えない方法で表示するとともに、中央部に下げ札をもって表示すること。

（５）　携帯用レーザー応用装置

「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光（可視光線に限る）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。

「携帯用」とは、容易に持ち運びできるものをいう。しかし、建物に設置されたコンセント等に電源コードを接続して使用するものや、建物や他の固定された機械・器具等に据え付けて使用するものは、「携帯用」に当たらず規制の対象とはならない。また、その装置が二次電池等の電源を自ら備えている場合のみならず、電源の供給元が容易に持ち運びできるようなものである場合は、規制の対象となる。

「可視光線」とは、波長がおおよそ４００ナノメートルから７００ナノメートルの光線のことをいう。

「外部に照射」とは、通常の使用状況において、レーザー光が外部に照射されることをいう。例えば、ＣＤプレイヤーの読み取り装置やレーザープリンターに使用される光源のように､装置の外部にレーザー光が照射されないものにあっては、「外部に照射」に当たらず、規制の対象とはならない。

「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形（点を含む）や文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。したがって、レーザーバックライト方式やレーザー走査式のプロジェクタ、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等についても、携帯用のものであれば規制の対象となる。

（６）　浴槽用温水循環器

「浴槽用温水循環器」とは、ポンプ等の動力を用いて浴槽内の温水を循環させる装置をいう。このうち規制の対象となるのは、主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が１０リットル毎分未満のものを除くものとする。

この場合において、規制の対象外とするのは次の理由による。

①　「主として家庭において使用することを目的として設計したもの」に限定したのは、スパ、病院、銭湯等において、専ら業務用として用いられる浴槽用温水循

環器は、管理者（専門的な知識及び経験を有する者等）が存する施設において使用することを目的として設計されるものであり、規制の対象とする必要はないとの趣旨によるものである。

② 「水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの」を規制の対象外としたのは、通常の追い焚き機能のみを有する装置については、入浴している者が装置の作動中に熱湯が噴き出す噴出口に近づくことは通常使用される状況から考えにくく、吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものについては、吸入口に髪の毛が吸い込まれるような事故が生じる可能性は極めて低いためである。

③ 「循環させることができる水の最大の流量が１０リットル毎分未満のもの」を規制の対象外としたのは、一部の玩具等の中には、動力によって浴槽内の水を循環させるものがあるが、これらの製品については、循環させる流量が少量であることや通常使用される状況から、吸入口に髪の毛が吸い込まれるような事故がおよそ生じえないことが明らかであるためである。

（７） 石油給湯機

「石油給湯機」とは、灯油を燃料とした給湯機能を有するもので、灯油の消費量が７０キロワット以下であって熱交換器容量が５０リットル以下のものに限られ、給湯機能に加え、風呂を沸かす機能、温水を循環させて床暖房や浴室乾燥等の用に供することができる機能をもつものも含まれる。

これらには、日本工業規格で規定される「油だき温水ボイラ（ＪＩＳ　Ｓ３０２１）」、「石油小形給湯機（ＪＩＳ　Ｓ３０２４）」、「石油給湯機付ふろがま（ＪＩＳ　Ｓ３０２７）」等がある。

なお、燃料として薪等を併用できるものも含むが、石油バーナを点火のためのみに使用するものは除く。また、コージェネレーション等、副次的に給湯する機能をもつものも除く。

（８） 石油ふろがま

「石油ふろがま」とは、灯油を燃料として風呂を沸かす機能を有するものであって、灯油の消費量が３９キロワット以下のものに限られ、給湯機能は有せず、浴そうの水を循環させバーナによりお湯を沸かす単機能のものをいう。

これらには、日本工業規格で規定される「石油ふろがま（ＪＩＳ　Ｓ３０１８）」等がある。

なお、燃料として薪等を併用できるものも含むが、石油バーナを点火のためのみに使用するものは除く。

（９） 石油ストーブ

「石油ストーブ」とは、灯油を燃料とし、機器からの放射熱や対流熱で屋内等を暖める方式のもので、灯油の消費量が、自然通気形開放式石油ストーブにあっては７キロワット以下、その他のものにあっては１２キロワット以下のものに限られる。

これらには、日本工業規格で規定される「自然通気形開放式石油ストーブ（ＪＩＳ　Ｓ２０１９）」、「密閉式石油ストーブ（ＪＩＳ　Ｓ２０３１）」、「強制通気形開放式石油ストーブ（ＪＩＳ　Ｓ２０３６）」、「半密閉式石油ストーブ（Ｊ

ＩＳ　Ｓ２０３９）」等がある。また、日本工業規格で規定される「石油こんろ（ＪＩＳ　Ｓ２０１６）」のうち暖房機能があるものも含む。

なお、ＪＩＳ　Ｂ８４１６（業務用油だき可搬形ヒータ）は含まない。

（１０）ライター

「ライター」とは、主としてたばこに火をつけるための器具をいい、多目的ライター（点火棒ともいい、主として、ろうそく、暖炉、木炭又はガス燃焼グリル、キャンプ用ストーブ、ランタン、燃焼器具又は装置用の燃料及びパイロットライト等を点火させるために用いられるもの）を規制の対象に含む。

「燃料の容器」とは、ライターの燃料を直接充てんしている部分をいい、その外部が金属のケースであっても対象とする。ただし、「燃料」とは、液化ガスやオイル等の燃料を使用するものをいい、電熱コイル式のように燃料を使用せずに火をつけるものは、規制の対象とはならない。

「燃料の容器と構造上一体となっているもの」とは、卓上用ガスこんろの内部に部品として装着されている点火器具（火花発生器）のような燃料の容器を有さない火花発生器及びカセットボンベを差し込んで使用するキャンプ用の点火バーナーなどの燃料容器が脱着式になっている点火器具についても規制の対象外となることを明確化したものである。

「プラスチック」とは、燃料を貯蔵する構造体の主要な部分が、可塑性があり、加熱により軟化し、任意の形に成型できる有機高分子物質でできているものをいう。

ただし、以下の全ての条件に合致する製品にあっては、当該「ライター」の規制対象範囲から除外される。

①　ライターの燃料が再充てん可能であること。

②　出荷日から少なくとも５年間の安全な継続使用が確保されるよう設計・製造されるものであること。

③　小売販売日から少なくとも２年間の保証書を提供すること。

④　ライターの点火装置を含む主要な部品は、出荷日から少なくとも５年間の修理が可能なものであって、かつ安全に燃料が再充てん可能であること。

なお、やむを得ない場合を除き、製品の交換による修理は含まないものとする。

⑤　製造又は輸入の事業を行う者が日本国内に設置するアフターサービスセンター等でライター部品の交換及び修理が可能であること。

２　検査の方式等

（１）　検査の方式

検査の方式は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和４９年３月５日通商産業省令第１８号。以下「技術基準省令」という。）第１４条によるものとするが、その解釈は別表のとおりとする。

なお、技術基準（技術基準省令別表第１の技術上の基準をいう。以下同じ。）を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断し得るものである。

（２）　型式の区分の扱い

乗車用ヘルメットの型式の区分のサイズにおいて、内装クッションが固定式でないものの取扱いは内装クッションが最も大きな状態での寸法による区分を適用する。ここで、内装クッションの内周長の測定が付属品の存在等内周の状態によって一義的に測定しえない場合もあるので、原則として内装クッションの設計の大きさを基準として測定することとし、内装クッションの設計の大きさが不明の場合にあっては、帽体の同一型式ごとに、内装クッションの平均した大きさを基準とすること。

（３）　製造事業者等が行うリースと法第４条との関係

特定製品の製造又は輸入の事業を行う者が特定製品を直接一般消費者に対価を得て貸与すること（いわゆるリース）は、販売には該当しないので法第４条の適用はない。

（４）　販売等に係る例外の承認の申請等

イ　技術基準省令第４条第１項の「特定製品が輸出用のものであることを証する書面」とは、製造又は販売を行う者が輸出を直接行う場合（輸出業者と輸出代行契約を締結している場合を含む。）にあっては輸入業者との売買の契約書、信用状、輸出承認書、輸出申告書（銀行認証用）、インボイス及び輸出申告書（税関用）のいずれか一つの写し、それ以外の場合にあっては輸出業者との当該製品が輸出されることが明記された売買の契約書の写しとする。

ロ　法第４条第２項第二号又は第１１条第１項第二号に規定する輸出用以外の特定用途に供する特定製品として例外の扱いを認められるものとは、特定の需要家に使用され、又は試験用等特定の方法で使用されるもので、一般消費者の手に渡らないものをいい、その申請は販売の都度行うこととする。

したがって、例外承認申請書の「承認を申請する理由」には特定製品が一般消費者の手に渡らない理由を明記することとする。

ハ　輸出用例外届出書及び例外承認申請書に記載する「性能の概要」については、試験又は検査の結果に基づく性能の概要を記載する必要はなく、設計上の性能の概要を記載することをもって足りることとする。

（５）　法第６条第１項第四号の措置の基準

技術基準省令第１６条の被害者に対する損害賠償措置において２以上の者を共同被保険者とする保険契約を保険会社と締結するときは、保険期間中のてん補限度額は共同被保険者数に３千万円を乗じた額以上とする。

別表

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
１．家庭用の圧力なべ及び圧力がま	１（１）　本体とふたの着脱は円滑であること。	１（１）　本体とふたとの取付けの操作により確認すること。 イ　スライド方式のものにあっては、はめ合わせを示す印及び開放を示す印のそれぞれの位置までスライドさせたとき、著しい力を加えずに着脱できること。 「スライド方式」とは、本体に付いている取っ手とふたに付いている取っ手とをスライドさせて重ね合わせることで、本体とふたをはめ合わせる方式であるものをいう。 ロ　落としぶた方式のものでふたのたわみによって装着するものにあっては、著しい力を加えずに着脱できること。 「落としぶた方式」とは、本体の上側から本体内部へ、ふたを落とし込んだ後、何らかの機械的操作を行うことで、本体とふたをはめ合わせる方式であるものをいう。 ハ　重ねぶた方式のもので、締具の操作でふたを装着するものにあっては、着脱がしやすいように支持金具と本体とには、隙間があること。 「重ねぶた方式」とは、本体とふたを重ね合わせて、何らかの機械的操作を行うことで、本体とふたをはめ合わせる方式であるものをいう。 ニ　押さえぶた方式等その他のものにあっては、装着することが容易であり、かつ、著しい力を加えずに着脱できること。 「押さえぶた方式」とは、いわゆる炊飯器で使用されている方式で、ふたを本体に向けて押し込むことで、本体とふたをはめ合わせる方式であるものをいう。 「炊飯器」とは、外釜、内釜、加熱源等から構成され、これらを一体として使用したときに内部の圧力を上昇させることができるものをいう。
	（２）　本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力（以下「内圧」という。）が５．０キロパスカル以上にならない構造を有すること。	（２）　内容積の７０パーセント（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量。）の水を入れ、ふたのはめ合わせを不完全な状態にして加熱したとき、蒸気漏れがあることを確認すること。また、このときの内圧が５．０キロパスカル以上にならないことについて、圧力計等を用

		いて確認すること。ただし、本体とふたとのはめ合わせを不完全にできない構造のものにあっては、本項目は適用しない。 「定量の表示」とは、刻線等で水位を表示したものをいい、スープ、汁の指示表示のあるものについては、その位置をいう。 イ　「はめ合わせが不完全な状態」とは、スライド方式のものにあっては、図１－１の方法で爪の長さの半分までがはめ合わされたときのことをいう。その他のもののうちに、構造上不完全な状態とならないもの（例えば、落しぶた方式のもので締具がレバーによるもの）があるが、これについては、不完全な状態における蒸気漏れのあることの確認は要しない。 図１－１ ロ　「加熱」とは、日本工業規格Ｓ２１０３（１９９６）「家庭用ガス調理機器」に定める卓上形一口コンロでバーナーの直径は約７０ミリメートルのもので行うものをいう（以下同じ。）。 ハ　専用の加熱装置を有するものにあっては、原則としてそれを用いて加熱する（以下同じ。）。 ニ　電子レンジ用のものの加熱は投込みヒーター方式によるものとする（以下同じ。） ホ　測定装置は、日本工業規格Ｂ７５０５（２００７）「アネロイド型圧力計－第一部:ブルドン管圧力計」に定める蒸気・耐震用又はこれと同等以上の精度の圧力計若しくは日本工業規格Ｃ１６０１（１９８３）「指示熱電対温度計」に定める電子管式自動平衡記録温度計の１級電位差形（ただし、熱電対は日本工

		業規格Ｃ１６０２（１９９５）「熱電対」に定める種類Ｔ、許容差クラス３、線経０．６５ミリメートル以下とする。）又はこれと同等以上の精度のものを用いること。 へ　測定機器は、ふたに穴をあけ図１－２のように取り付けた後、本体に十分な量の水を入れ、本体とふたとのはめ合わせを不完全な状態にする。 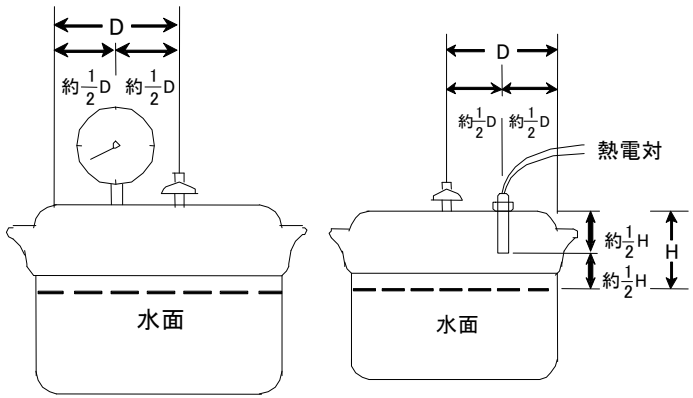 図１－２ なお、蒸気の漏れ、以下に規定する減圧装置や圧力調整装置の操作、作動による蒸気の噴出によって、通常の使用において、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が直接かかるような構造となっていないこと。 ここで、蒸気の漏れ及び蒸気の噴出については、次の方法により確認すること。 ト　減圧装置、圧力調整装置及び安全装置からの蒸気の漏れ、噴出については、内容積の７０パーセント（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量。）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱した時、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が直接かからないことを、目視及び触感により確認すること。 チ　圧力調整装置の操作による以外の蒸気の漏れ、噴出については、圧力なべの構造を目視及び触感により確認することで行うこと。
	２　コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有	２　コック等の操作により蒸気を排出する装置を有し、その操作

	し、その操作をして内圧が５．０キロパスカル未満になつた後でなければ、ふたを開けることができない構造を有すること。ただし、次の各号にあつては、この限りでない。 （１）　本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が５．０キロパスカルのとき、本体とふたとのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において、取つ手の先端部に１０７．９ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。 （２）　本体とふたとのはめ合わせ方式が落としぶた方式のもの、重ねぶた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が５．０キロパスカルのとき、１０７．９ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。	により、内圧が５．０キロパスカル未満になること及びその操作をした後でなければふたを開けることができないことを、目視等により確認すること。また、内圧が５．０キロパスカル以上のときには、ふたを開けることができないことを、以下の方法により確認すること。 （１）　本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあっては、本体とふたのはめ合わせ部分に食用油を塗布した後、内容積の７０パーセント（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量。）の水を入れ、ふたのはめ合わせを完全な状態にして、圧力調整装置が作動するまで加熱する。圧力調整装置の作動後、加熱を停止し、自然冷却等により減圧する。内圧が５．０キロパスカルまで減圧したときに、図１－３のように取っ手の先端部に１０７．９ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れないことを確認すること。 「食用油」は、食用植物油脂の日本農林規格に定める油をいう。 「取つ手の先端部」とは、原則として、取っ手の先端から１５ミリメートルの点をいう。 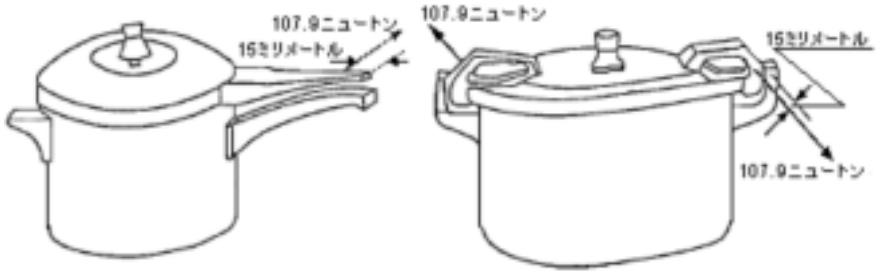 図１－３ （２）　本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式以外のものにあっては、内容積の７０パーセント（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量。）の水を入れ、ふたのはめ合わせを完全な状態にして、圧力調整装置が作動するまで加熱する。圧力調整装置の作動後、加熱を停止し、自然冷却等により減圧する。内圧が５．０キロパスカルまで減圧したときに、１０７．９ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外

		れない又は開かないことを確認すること。 炊飯器にあっては、停電又は異状停止機能の作動等により、電気的な制御が困難になった場合には、内圧表示等により、使用者に５．０キロパスカル以上の圧力であることを適切に情報提供できる機能を有すること。
	３（１）　取つ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。	３（１）　目視及び触感により確認すること。 また、取っ手が接合されていないものについては、接合して確認すること。 「接合が確実にされているもの」とは、溶接、かしめ等により強固に接合され、がたつき、ゆるみ等がないことをいう。 「容易に、かつ、確実にできる」とは、手、附属の取付具又はねじまわし等で強固に接合でき、がたつき、ゆるみ等がないことをいう。
	（２）　片手式のものには補助取つ手がついていること。	（２）　目視及び触感により確認すること。 「補助取つ手」とは、本体に取付けられた取っ手に対し、約１８０度の位置に取付けられたものをいい、接合の方法は（１）による。ただし、スライド方式のものにあってはめ合わせるとき、取っ手が左右に開く方式のものは片手式とはみなさない。
	４　すわりは、良好であること。	４　目視及び触感により確認すること。 「すわりは、良好であること」とは、なべ又はかまを平滑な台の上に置いたとき、著しいがたつきがないことをいう。ただし、炊飯器にあっては、炊飯器全体を平滑な台の上においたとき、著しいがたつきがないことをいう。
	５　手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。	５　目視及び触感により確認すること。 「ばり、まくれ」とは、成型加工、切断加工時のばりやまくれ等をいい、研磨等による除去が不十分なものをいう。
	６（１）　圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。	６（１）　目視及び針を差し込むこと等により確認すること。 なお、圧力調整装置及び安全装置は構造上独立した装置及び装置単体として必要な性能を有していること。 また、圧力調整装置の型式のうち、共管式のもので、圧力調整装置が容易に着脱することができる場合は、この限りでない。 「ノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと」とは、ノズルに著しい曲りがなく、手縫針、マッチの軸、針金等を差し込むか又は空気を吹きこんだとき、容易に貫通することをいう。 「ノズル」とは、設計された一定の圧力以上の圧力が加わった場合、設計圧力を保つために蒸気を噴出させる

	（２）　圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。	細い穴をいう。 （２）　ふたを逆さにしても圧力調整装置のおもりが脱落しない構造であることを確認すること。 「圧力調整装置」に温度制御式を用いる場合にあっては、安全装置は感圧式のものを用いること。
	（３）　安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。	（３）　目視により確認すること。 「飛び出さない構造」とは、安全装置が作動したとき、直接外部に飛び出さないように、キャップ、支持具等でおおわれている構造をいう。ただし、安全装置の型式のうち、スプリング式にあっては、飛び出し防止装置を施してあるものとみなす。
	７（１）　圧力調整装置は、円滑に作動すること。	７（１）　目視により確認すること。 「円滑に作動」とは、圧力なべ及び圧力がまの内圧を保つための作動が設計どおりとなっている状態をいう。
	（２）　圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧（以下「使用最高圧力」という。）は１４７．１キロパスカル以下であること。	（２）　内容積の７０パーセント（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量。）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱し、次の方法により確認すること。 イ　作動が円滑であることについては、目視及び触感により確認すること。 ロ　使用最高圧力については、圧力計等を用いて測定して確認すること。
	８　安全装置は、使用最高圧力の３倍以下の内圧（以下「安全装置作動圧力」という。）で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。	８　内容積の７０パーセント（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量。）の水を入れて圧力調整装置が作動しない状態において加熱し、次の検査を行うこと。 イ　安全装置の作動圧力については、圧力計等を用いて測定して確認すること。 なお、圧力調整装置は取り外し、ボルト等で密封した後、測定すること。ただし、その他のもの（共管式）にあっては、圧力調整装置を作動しないように図１－４により、栓をして測定すること。 ロ　「各部に異状がないこと」とは、安全装置の正常な作動以外の破損及び著しい変形のないことをいい、目視及び触感により確認すること。

	９　安全装置作動圧力の２倍の内圧に１分間耐え、その内圧を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。 １０　通常の使用状態において、取つ手の温度は室温プラス４０度以下であること。また、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。	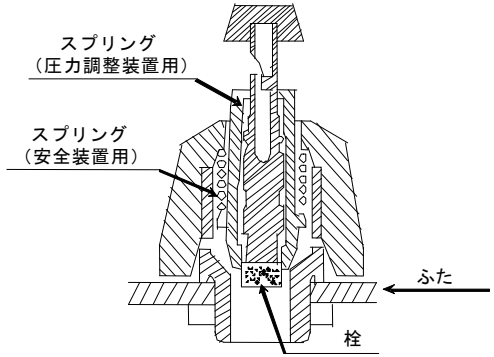 図１－４ ９　水圧試験機等を用いて加圧し、圧力を取り去った後、各部に異状がないことを目視及び触感により確認すること。 １０　内容積の７０パーセント（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量。）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱したとき、取っ手の手が触れる部分の温度が室温プラス４０度以下であることを温度計等により確認すること。 　測定は、日本工業規格Ｓ２０９３（１９９６）「家庭用ガス燃焼機器の試験方法」に定める図１－５の各部の温度上昇の木壁表面温度測定装置により行う。 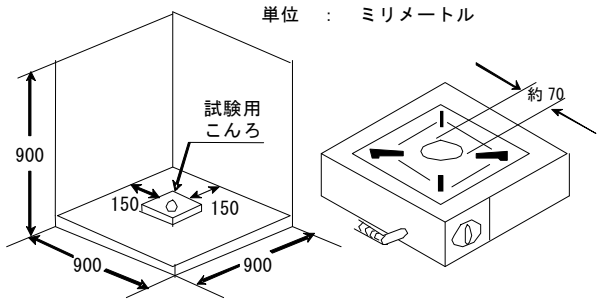 図１－５ 測定の時点は、圧力調整装置の回転、振動又は浮上りがはじ

まってからその状態を保つための最小限の加熱状態にして約１５分後とする。
　なお、両手式又は片手式の測定箇所は図１－６のＡ点とする。ただし、補助取っ手は測定しないものとする。
　「室温」とは、取っ手の温度を測定するときの試験室の気温をいう。ただし、室温は２５度プラスマイナス５度の範囲に調整するものとする。

両手式

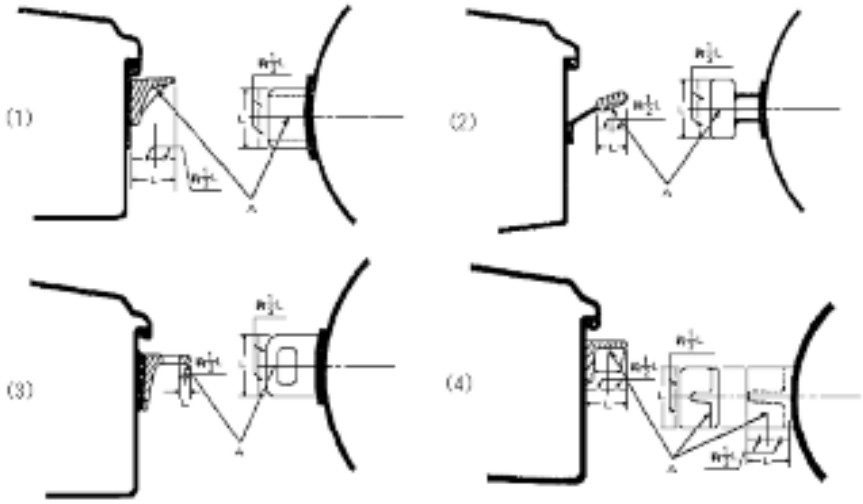

片手式

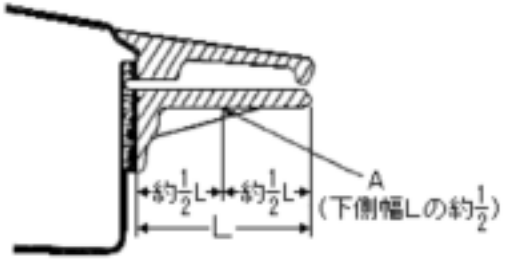

図１－６

	１１（１）　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和３４年法律第１２７号）第２条第５項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。 （２）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	「取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。」は、構造上又は使用の方法上、取っ手の温度が高温にならないことが明らかな場合には適用しないものとする。 １１　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。 （注）１　各部の名称の参考例は、次のとおりである。 ①　スライド方式 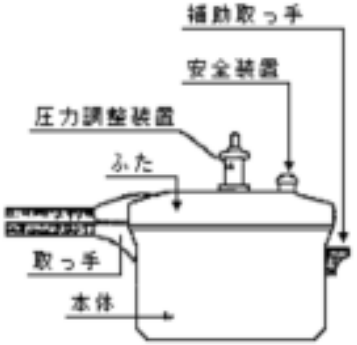

② 落しぶた方式

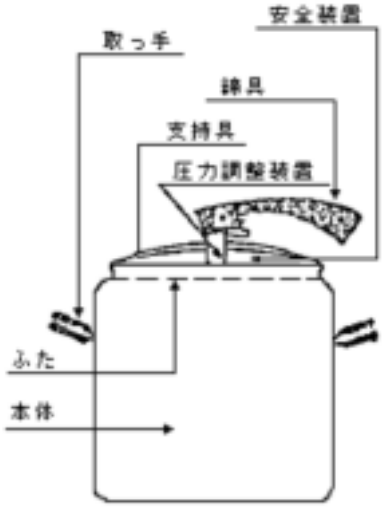

③ 重ねぶた方式

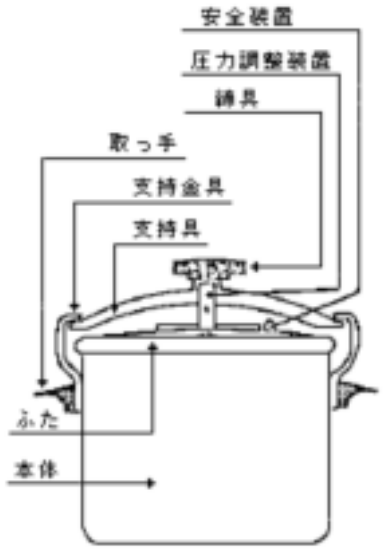

2 現在使用されている圧力調整装置及び安全装置の名称の参考例は、次のとおりである。

（1） 圧力調整装置

① おもり式

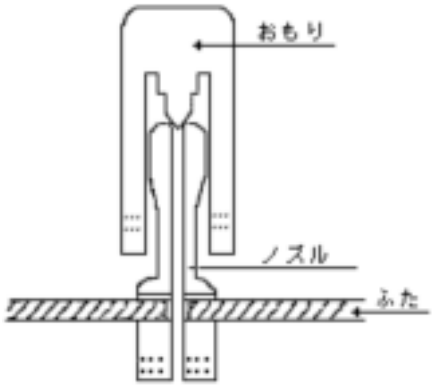

		② スプリング式 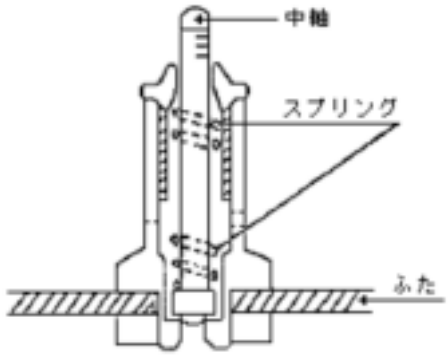 ③ てこ式 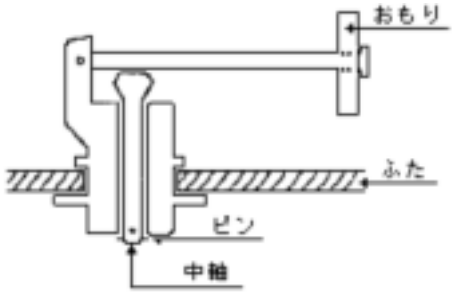 ④ その他のもの（共管式） 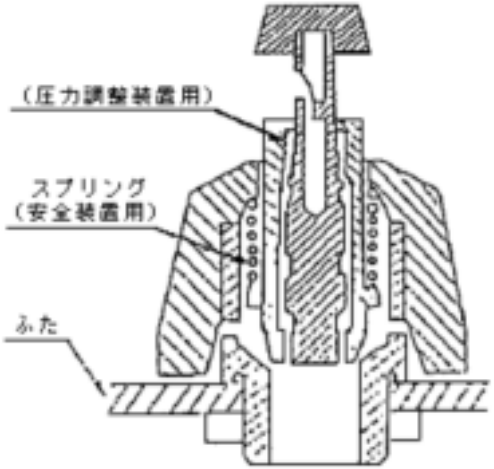

⑤　その他のもの（温度制御式）

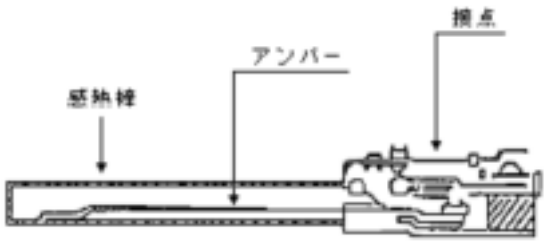

（2）　安全装置

①　チップ式

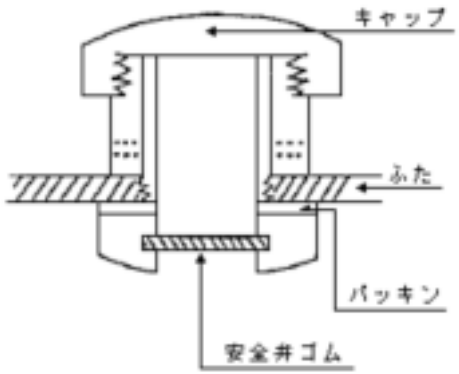

②　温度ヒューズ式

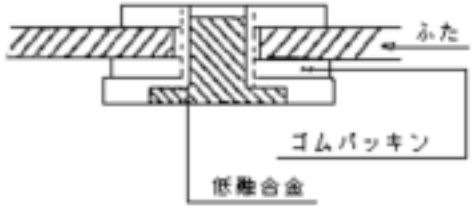

③　ゴムブッシュ式

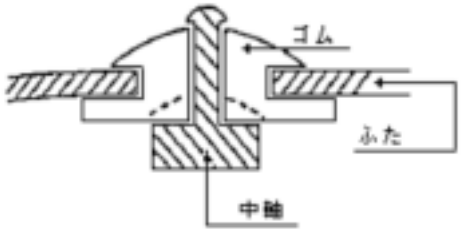

		④　スプリング式 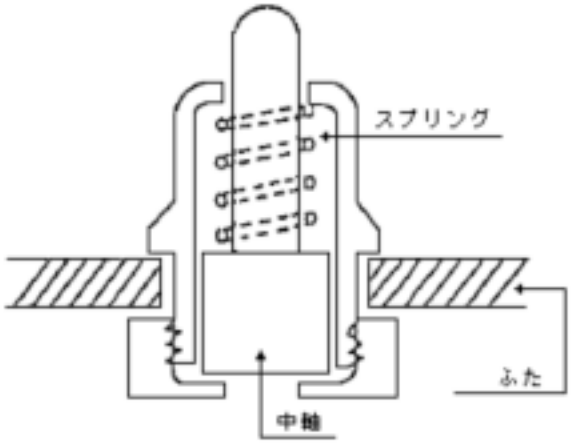 ⑤　その他のもの（共管式） 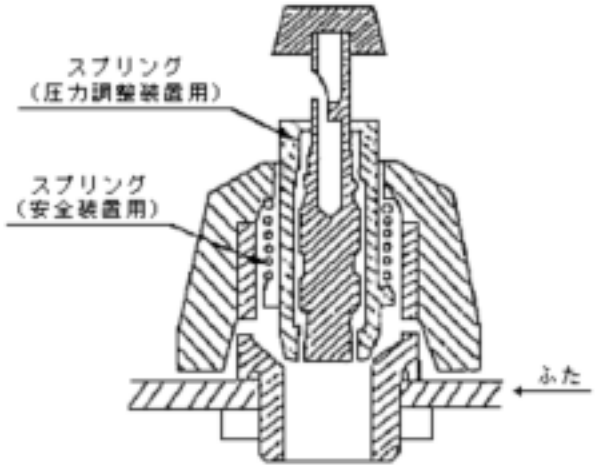

２．乗車用ヘルメット	１（１）　ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。	１（１）　日本工業規格Ｔ８１３３（１９９７）乗車用安全帽８．１．１の汗試験及び８．１．２の頭髪油試験により確認すること。 　また、必要に応じて材料の加速劣化試験等の科学的根拠に基づき通常の使用状態で著しい性能低下が認められないことを確認すること。 　ここで「汗試験」及び「頭髪油試験」については、試料の全部又は一部より採取した材料により行うこと。 　「汗試験」の「浸せき処理」については、試料が空気に触れないようにすること。 　「皮膚に有害な影響を与えない」とは、一般に皮膚障害を引き起こすとみなされる材料を使用してはならないことをいう。
	（２）　金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。	（２）　目視及び触感により確認すること。 　「さび止め処理」とは、めっき、塗装等が施されていることをいう。
	２（１）　ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。 　なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット３．１３に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。	２（１）　目視及び触感により確認すること。 　「十分に滑らか」には、しぼ、編み目及びミシン縫目模様程度のものを含むものとする。また、原付等用ヘルメットにあっては、レザー等で覆っているものも含むものとする。 　ここでいう「レザー等」には、布、バックスキンを含む。 　「機能的に必要な場合」には、縁巻き、風防や通気穴を取り付けるための必要最小限の凹凸がある場合をいう。 　ここで、「縁巻き、風防や通気穴を取り付けるための必要最小限の凹凸」には、機能上、又は性能上必要とされる凹凸（穴及び継ぎ目を含む。）であって安全性を損なわない程度のものを含む。 　「連続した凸曲面」とは、全体として曲率半径７５ミリメートル以上の連続的な凸曲面であることとする。ただし、ＥＣＥ規則第２２号（ＥＣＥ　Ｒｅｇｕｌａｔｉｏｎ　Ｎｏ．２２）７．４突出物の表面摩擦の試験（Ｔｅｓｔ　ｆｏｒ　ｐｒｏｊｅｃｔｉｏｎ　ａｎｄ　ｓｕｒｆａｃｅ　ｆｒｉｃｔｉｏｎ）の突出物の規定等にかかる試験を満足する場合には、これに置き換えることができる。
	（２）　帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメ	（２）　日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット附属書Ａに規定する手順に従って装着して確認するこ

	ット６．２ｂ）に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量０．１２５リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット６．２ａ）に適合すること。	と。 なお、帽体及び衝撃吸収ライナに通気用の穴や溝を設けることができるものとする。
	（３）　帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。	（３）　スケール等により測定して確認すること。 「帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物」は、リベットの頭を除く。 「突出が十分小さい」とは、「帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物」が、帽体外表面から５ミリメートル以上突き出していないことをいう。ただし、突出物のうち容易に外れるものについては、この限りでない。 また、「スナップその他の突出物」は、滑らかで、かつ、流線形であること。 ここでいう「リベットの頭」は曲面で、帽体の外表面から２ミリメートル以上突き出していないこと。 なお、「突出物のうち容易に外れるもの」とは、ゴグルを固定するためにヘルメット後部に取り付ける取り外し可能な装備、衝撃を受けたときに容易に外れるもの、シールドを取り付ける装置、耳覆い等で、滑らかな流線型に仕上げたものをいい、ねじ回し等の工具を使用しなければ取り外せないものは含まない。
	３（１）　着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。	３（１）　目視、触感及び着用することにより確認すること。 「着用者の頭部によくなじみ」とは、着用者への著しい圧迫感、局部的な当たり又はがたがないことをいい、ヘルメット内側に堅い突出物がある場合には、パッド等により頭に伝わる圧迫が強く集中しないような構造であることを確認すること。 「頭部を傷つけるおそれがないこと」とは、付属品の取付具又は内部構造物等により頭部を傷つけるおそれがないことをいう。
	（２）　組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。	（２）　目視及び触感により以下の項目を確認すること。 付属品を含む各構成部品は走行中に容易に外れないように確実に固定されていること。 「走行中に容易に外れないように確実に固定されていること」とは、衝撃を受けたときに容易に外れるように設計したものを除き、日本工業規格Ｔ８１３３（２００

		7）乗車用ヘルメット７．４に規定する衝撃吸収性試験を行ったときに外れないことをいう。 また、ひさしについては、走行中に風圧により垂れることがないこと。 なお、ヘルメットの各部は通常の使用で使用者に障害を与えるような構造でないこと。 ここで、「通常の使用で使用者に障害を与えるような構造でないこと」とは、人体に障害を及ぼすような傷、割れ、ひび、まくれ等がないことをいう。
	（３）　左右の視界が１０５度以上あり、かつ、上下の視界が十分とれること。	（３）　確認方法は、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット７．８に規定する周辺視野試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 イ　ヘルメットを日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット附属書Ａに規定する手順で人頭模型に装着し、幅６２ミリメートルプラスマイナス１ミリメートルの視野ゲージ等を用いて確認すること。 ロ　調節可能なひさし又はあごガードを有するヘルメットについては、それらの調整範囲内において確認すること。 ハ　シールドを有するヘルメットについては、シールド解放角が日本工業規格（２００７）５．６に適合するものであることを確認すること。 ニ　ブレスガード等の付属品が取り付けられているものについては、取り付けた状態で確認すること。 ホ　下方の周辺視野については、中心部（鼻に該当する位置）に換気ダクト等のブリーフデフレクタが取り付けられている場合、当該部位を除外して確認してもよい。
	（４）　ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ、内装クッション及び保持装置から構成されていること。また、耳おおい、ひさし、シールド及びあごガードを備えてもよい。 なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。	（４）　目視及び触感により確認すること。 「あごガード」については、帽体と一体のものでもよい。 なお、「一体のもの」とは、帽体と一体成形されたもの又はリベット等で強固に取り付けたものをいい、転倒した場合に容易に外れる構造のものや容易に変形する材質のリベット等で固定されているものは含まれないものとする。以下、各項において同じ。 原付等用ヘルメットにあっては、「ひさし」についても帽体と一体のものでもよい。

		シールドが取り付けてないヘルメットの帽体前端の形状は、ゴグルの着用を妨げないような構造であること。 保持装置があごひもを含む場合には、１５０プラスマイナス５ニュートンの静荷重の下で少なくとも２０ミリメートルの幅を有しているものとする。 保持装置を開く装置は意識的な操作によってのみ作動するものであること。圧力によって開く装置の場合は、直径１００プラスマイナス３ミリメートルの球面で押しても開かないこと。 試験は、全ての付属品を取り付けた状態で行うものとする。
	（５）　著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。	（５）　目視及び着用することにより確認すること。
	４　質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。	４　はかりにより測定して確認すること。 「適切な質量」とは２キログラム以下をいう。 ここで、ヘルメットに同梱されている全ての付属品を取り付けた状態で測定するものとする。 また、「はかり」とは、２キログラムまでを最小読取値２５グラム以下で測定できるものをいう。
	５　衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が２，９４０メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、１，４７０メートル毎秒毎秒以上の継続時間が６ミリセコンド以下（原付等用ヘルメットにあつては４ミリセコンド以下）であること。	５　確認方法は、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット７．４に規定する衝撃吸収性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 イ　衝撃吸収性試験に使用する人頭模型については、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット附属書Ｂ及び附属書Ｃに規定する形状及び寸法を有するものとする。 ロ　衝撃試験範囲内に衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所に含めること。よって、通気溝（通気穴を含む。）がある場合には、当該箇所の中心付近が衝撃点となるよう衝撃吸収性試験を行い、確認すること。 ハ　「衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれがある部分」に衝撃を加える目的により、合理的な範囲において日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）７．４．１ｃ）ヘルメットの位置決めの規定から逸脱してもよい。 ニ　ひさしが固定されているために前頭部に衝撃を加えられない構造のものにあっては、ひさしを取り外し又は切り取った状態で衝撃吸収性試験を行って確認すること。 ホ　あごガードが衝撃吸収性試験用支持アーム等と干渉する構造のものにあっては、あごガードの一部又は前部を切り

		取った状態で衝撃吸収性試験を行ってもよい。 ヘ　試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。
	6　耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。	6　確認方法は、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット７．５に規定する耐貫通性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 なお、耐貫通性試験範囲内に耐貫通性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所に含めること。 また、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。
	7　保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが３５ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが２５ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。	7　確認方法は、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット７．６に規定する保持装置の強さ試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあっては、１種ヘルメットに係る保持装置の強さ試験を行って確認することとする。 「試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること」とは、締結具の破損の有無にかかわらず簡単に締結具が解離できて容易に外すことができることをいい、締結具が破損した場合には再締結が可能であることを求めないものとする。 使用する人頭模型は、原則として参照平面上方の形状が附属書Ｂで定めた形状及び寸法を考慮して製作したものとするが、ヘルメットを人頭模型に被せた際に著しいがたつき等が生じない範囲で、人頭模型を共通的に使用してもよい。
	8　保持性（ロールオフ）試験を行つたとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。	8　確認方法は、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット７．７に規定する保持性（ロールオフ）試験を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあっては、１種ヘルメットに係る保持性（ロールオフ）試験を行って確認することとする。
	9（１）　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。	9（１）　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。以下、各項において同じ。
	（２）　総排気量０．１２５リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	（２）　表示については、次の方法にて行うこと。 イ　０．１２５リットルに代えて以下の記載を行ってもよい。 ・０．１２５リットル（１２５ｃｃ）

	（３）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	・原動機付自転車用又は原付用 ロ　この表示は、帽体外側に１４ポイント（４．９ミリメートル）以上の文字で表示するとともに、購入時に理解できるように外装等にも記載されていること。 （３）　「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、少なくとも次の事項が記載されていることが必要である。 イ　製造年月（製造年月日でも可）の明確な表示。 なお、輸入品の場合、製造年月は輸入年月でも構わない。 また、表示は刻印でも構わない。 ロ　改造禁止については、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。 ハ　塗装禁止又は塗料の制限については、ヘルメットの材質によって浸されるおそれのある製品について、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。 （注）　各部の名称の参考例は、次のとおり。 ①　ハーフ形ヘルメット

		②　スリークォーターズ形ヘルメット 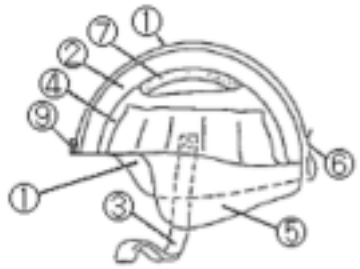 ③　オープンフェース形ヘルメット 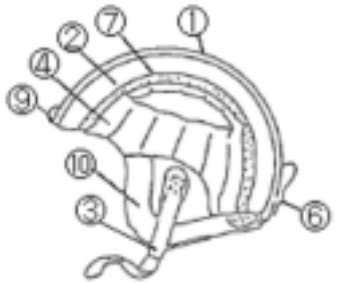 ④　フルフェース形ヘルメット

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><th>番号</th><th>名称</th><th>番号</th><th>名称</th></tr>
<tr><td>①</td><td>帽体</td><td>⑥</td><td>ゴグル止め</td></tr>
<tr><td>②</td><td>衝撃吸収ライナ</td><td>⑦</td><td>ヘッドクッション</td></tr>
<tr><td>③</td><td>あごひも</td><td>⑧</td><td>あごガード</td></tr>
<tr><td>④</td><td>内装クッション</td><td>⑨</td><td>縁巻き</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>耳覆い</td><td>⑩</td><td>耳クッション</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>３．乳幼児用ベッド</td><td>１　手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。</td><td>１　目視及び触感により確認すること。可動部にあっては、作動させて確認すること。
「割れ、ばり、まくれ、ささくれ等」には、鋭い角、とがり、アクセサリーのバリ及びネットの編み不良による糸のほつれを含む。</td></tr>
<tr><td></td><td>２（１）　各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。</td><td>２（１）　組立てを行い、目視等により確認すること。
「各部」とは、次の部分等をいう。
イ　妻枠、前枠及び後枠のねじ止め又は差し込み部分
ロ　前枠及びスライドレールのねじ止め部分
ハ　つり下げ式床板保持金具のねじ止め部分
ニ　妻枠を畳んで固定及び広げたとき、固定するねじの部分。ただし、組子が回転するもの、組み立て後ベッド全体が多少ぐらつくもの等使用上支障のない限り確実とみなすことにする。</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）　可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。</td><td>（２）　可動部分を操作して確認すること。
「可動部分」とは、次の部分等をいう。
イ　前開き又は上下スライド式の扉及び止め金具
ロ　キャスター及びその停止装置
「円滑かつ確実に操作することができること」とは、可動部分は、その範囲内の操作に著しい力を要しないことをいう。</td></tr>
<tr><td></td><td>３　床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。</td><td>３　目視、触感等により確認すること。
「使用時に容易にはずれない」とは、組み立て後、ベッドの妻枠上さん又は後枠上さんをもってベッド全体を数回揺り動かしたとき、床板の外れ及び床板保持金具の外れ等がないことをいう。
「確実に取り付けることができる」とは、床板を落とし込んで設置するもの等を含み、床板のねじれ等による多少のがたつきは、使用上支障のない限り確実とみなすこととする。</td></tr>
<tr><td></td><td>４　前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができ</td><td>４　目視及び操作により確認すること。
「乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができな</td></tr>
</table>

	ない構造を有すること。	い構造を有すること」とは、ラッチ式、ねじ式又はそれらに類する方式等の防止装置をいう。 参考例は、次のとおりである。 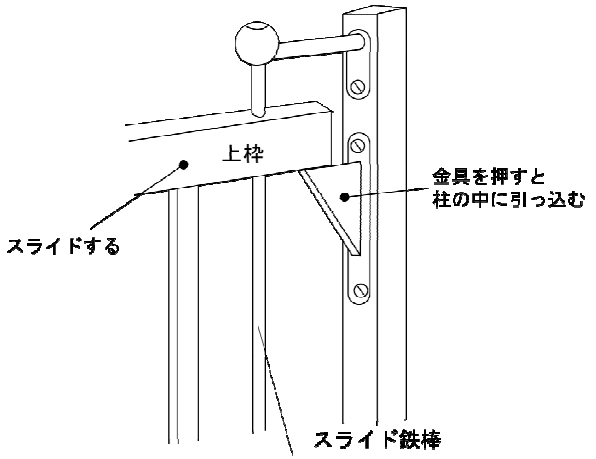 図３－１－１ 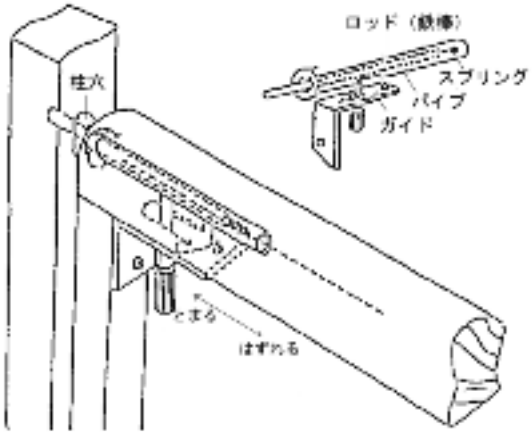 図３－１－２

	5　キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。	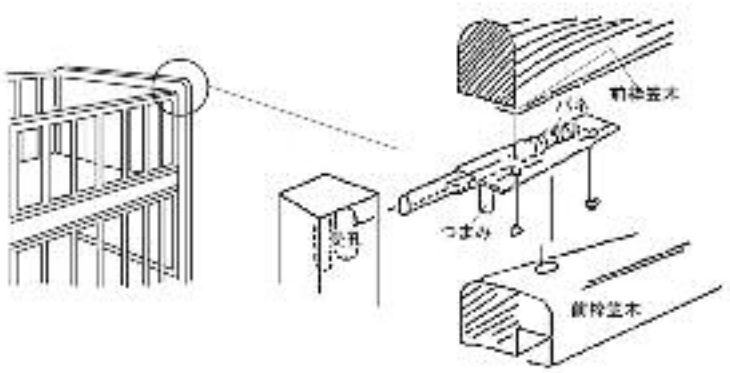 図３－１－３ 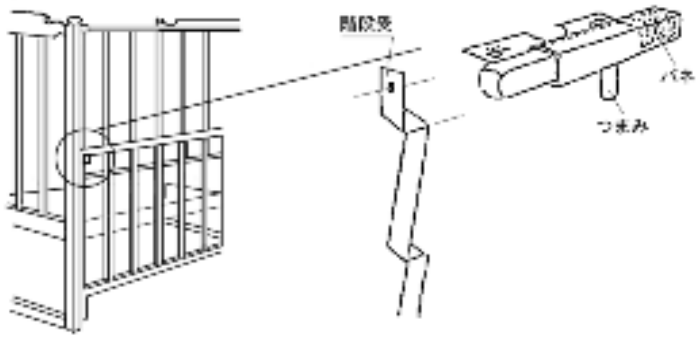 図３－１－４ 5　目視及び操作により確認すること。 「可動防止のための措置が講じられていること」とは、キャスターが全支柱に付いているものにあっては、可動防止装置を

		２個以上有していること。また、キャスターが片側２本の支柱に付いているものにあっては、他の片側２本の支柱を可動防止装置とみなすこととする。
	６　アクセサリーは、１４７．１ニュートンの力で引つ張つたとき、異状が生じないよう取り付けられていること。	６　ばねばかり等により測定して確認すること。 「異状」とは、破損及び外れをいう。 確認箇所及び確認方法は、アクセサリーのほぼ中心又は特に強度が弱いと思われる部分を針金その他の掛具を用いて任意の一方向に引っ張るものとする。ただし、同種類のものが２個以上あるものは、そのうち任意の１個について行ってもよいこととする。
	７　乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。	７　スケール等により以下の項目を確認すること。 床板の上面（乳幼児がつかまり立ちできるようになった後は床板の高さを容易に下げることができる構造のものであってその旨の表示を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているものにあっては、当該表示において定めるところにより床板の高さを下げた後の床板の上面とし、この項１１において同じ。）から３０センチメートルの高さまでの範囲に、横さん等足をかけることができる構造物がないこと。ただし、乳幼児がつかまり立ちができるようになった後は床板を外して使用する旨を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているものにあってはこの限りでない。 ここで、「足をかけることができる構造物」とは、次のもの等をいう。 イ　アクセサリーを取り付けるための横さん ロ　飾り板等を取り付けるための横さん ハ　アクセサリー又は飾り板そのものの上端部 測定箇所は、各々の枠について横さん又は構造物の最も低い箇所を測定するものとする。ただし、床板がクッション入りのものにあっては、クッションの平らな上面から測定するものとする。 床板の上面から上さんまでの高さが６０センチメートル（サークル兼用ベッドにあっては、３５センチメートル）以上であること。床板の位置を変更できるベッドにあっては、床板の最高の位置に置いたときは３５センチメートル以上であり、最低の位置に置いたときは６０センチメートル以上であること。 測定箇所は、各々の枠の上さんについて測定するが、その部分に細工を施したため低くなったものにあっては、最も低い箇所を測定するものとする。ただし、床板がクッション入りのものにあっては、クッションの平らな上面から測定するものとする。

	８　乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。	８　目視、触感及びスケール等により以下の項目を確認すること。 組子間及び組子と支柱間の間隔は、８５ミリメートル以下であること。支柱と飾り板、組子と飾り板又は組子と支柱間にスライドレールを有するものにあっては、組子又は支柱とスライドレール間の間隔が８５ミリメートル以下であること。 測定箇所は、組子、飾り板等を有する各々の枠について、その間隔の最も広い一箇所を測定するものとする。 組子、飾り板等に細工を施したため広くなったものにあっては、直径８５ミリメートルの円筒型通りゲージにより測定する。 前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面及び妻枠で囲まれた面のうち、床板の上面から１５センチメートルの高さまでの部分は、堅固な構造であること。 「堅固な構造」とは、木製の組子（型式区分上の枠の構造が組子）のもの及びこれと同等以上の堅固さを有するもので次のものをいう。 イ　板のもの ロ　組子のもの ハ　枠にネットを張ったものを横さんで補強したもの（横さん間及び横さんと下さん間の間隔は５センチメートル以下であること。） ニ　横さんにキャンバス地等を張って板状にしたもの ホ　イ～ニを組み合わせたもの ただし、堅固さの解釈につき疑義が生じたときは、図３－２に形状及び寸法を示す円板当て板を用いてベッド内側から水平方向に９８．１ニュートンの力を加え、たわみ量が１センチメートル以下であることを確認する。 なお、この円板当て板は、２９４．２ニュートンまでの力に対し変形しない材料を用いることとし、ネット又は板に接する面に適宜の材料で作った表面が滑らかなもので直接傷を与えないものを用いることとする。 参考例は、図３－３－１～図３－３－５のとおりである。

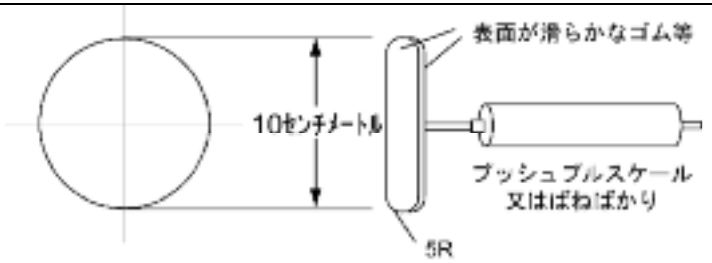

図３－２　円板当て板

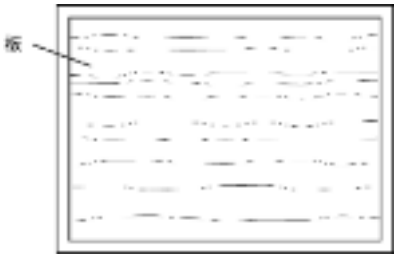

図３－３－１　板のもの

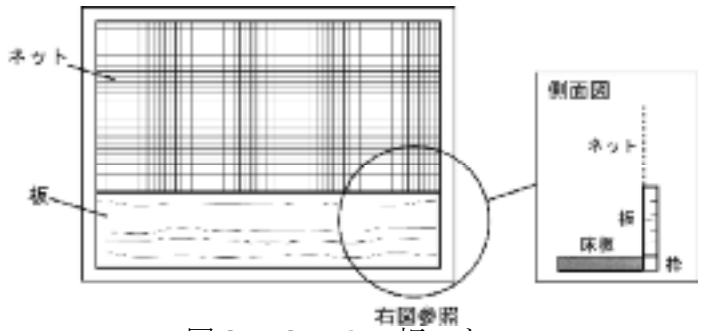

図３－３－２　板のもの

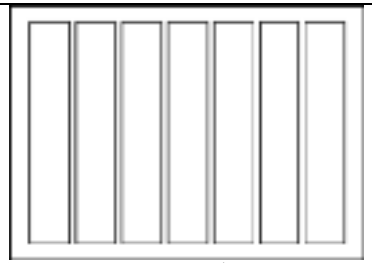

図３－３－３　組子のもの

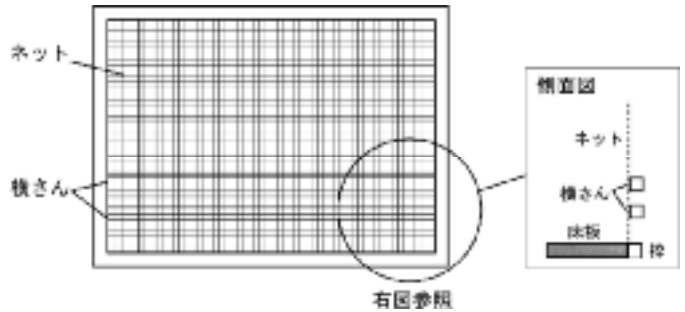

図３－３－４　枠にネットを張ったものを横さんで補強したもの

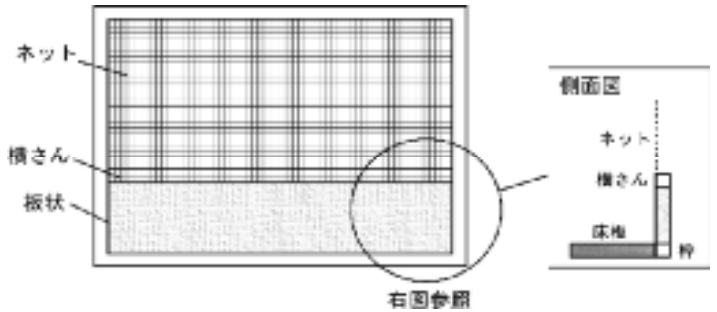

図３－３－５　横さんにキャンパス地等を張って板状にしたもの

	９　乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。	９　枠にネットを張っているものにあっては、ネットの目は、直径２５ミリメートルの円板が通らない大きさであることを、目視により確認すること。 　確認箇所及び確認方法は、各々のネットのうちで任意の一目のほぼ中心に押し広げることなく円板を軽く当てて行うものとする。
	１０　乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。	１０　スライド式の前枠の上下のさんの両端と左右の妻枠支柱とのすき間は、５ミリメートル以下であることを、とびらを閉じた状態で、ノギス又は直径５ミリメートルの円筒型通りゲージにより測定して確認すること。
	１１　乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。	１１　支柱の上端の形状は、乳幼児の衣服のひも等が引っ掛からないものであり、かつ、上さんから１５ミリメートルを超えて突き出していないものであることを、目視、触感及びスケール等により確認すること。ただし、床板の上面から支柱の上端までの高さが８００ミリメートル以上であるものにあっては、この限りでない。 　ここで、「乳幼児の衣服のひも等が引っ掛からないものであり」とは、支柱の上端の面取りが施されていることをいう。 　また、「床板の上面から支柱の上端までの高さが８００ミリメートル以上であるもの」とは、床板の位置を変更できるベッドにあっては、最低の位置に置いたときに８００ミリメートル以上であることをいう。 　上さんからの突き出しの測定箇所は、図３－４による。 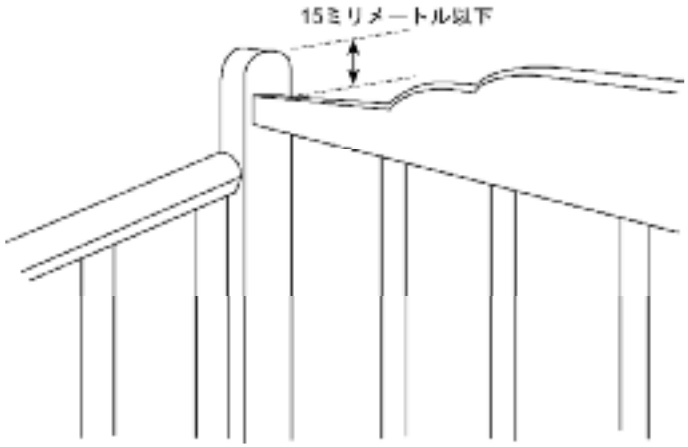 図３－４

	１２　床板の中央部に２０センチメートルの高さから１０キログラムの砂袋を連続して２５０回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。	１２　直径約２０センチメートルの円筒形砂袋を毎分５回以上８回以下の速さで繰り返し落下させて確認すること。 　試験は、各部の取り付けが確実であることを確認した後、行うものとし、落下衝撃によりベッドが動く場合は、動かないよう固定しても差し支えないものとする。 　「各部に異状が生じないこと」とは、次のもの等が生じないことをいい、目視、触感等により確認すること。ただし、床板の表面材の部分的浮き上がり等、スチールパイプ製床板枠の軽微な曲がり又は組み立て用ねじのゆるみ等は、安全性に問題がないので異状とはみなさないものとする。 イ　床板の外れ、割れ又は床板枠の折れ。 ロ　床板を保持する構造物の外れ、割れ又は折れ。 ハ　その他の箇所の外れ、割れ又は破れ。
	１３　前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ２９４．２ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。	１３　おもり等により荷重を加えた後、目視、触感等により確認すること。 　「各部に異状が生じないこと」とは、組み立てられている各々の枠及びねじ等に折れ、外れ又は割れがなく、かつ、扉の止め具の外れがないことをいう。 　確認箇所及び確認方法は、扉を閉め、止め具が確実にかかっていることを確認した後、前枠、後枠及び妻枠の上さんの中央部にそれぞれ２９４．２ニュートンの荷重を垂直方向に約１分間加え、荷重を取り去った後、各部の異状の有無を確認する。ただし、上さんに合成樹脂製等のカバーを取り付けているために見にくいものは、これを取り外して確認するものとする。 　参考例は、図３－５のとおりである。

		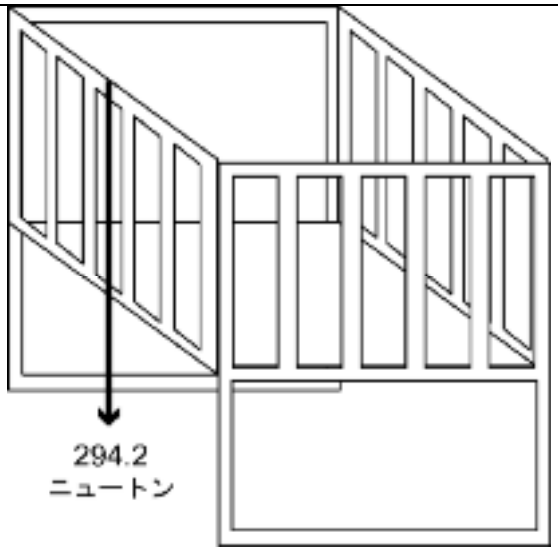 図３－５
	１４　組子の中央部を１４７．１ニュートンの力で引つ張つたとき、組子がはずれる等の異状が生じないこと。	１４　ばねばかり等により確認すること。 「組子がはずれる等の異状が生じないこと」には、折れ、割れ及び安全上支障のある曲がりがないことを含む。 確認箇所及び確認方法は、各々の枠の組子に対して、組子のほぼ中央部に水平に１４７．１ニュートンの力を約５秒間加えた後、異状の有無を確認するものとする。ただし、測定する組子は各々の枠の任意の１本でよいものとする。
	１５　前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ１９６．１ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。	１５　ばねばかり等により確認すること。 「各部に異状が生じないこと」とは、前枠、後枠及び妻枠に外れがないことをいう。 確認箇所及び確認方法は、扉を閉め、止め具が確実にかかっていることを確認した後、上さんの中央部に１９６．１ニュートンの荷重で約５秒間外方向へ水平に引っ張った後、各部の異状の有無を確認する。 なお、前枠及び後枠又は妻枠の中央部で折り畳むもの（以下「折り畳み式」という。）にあっては折り畳み部分に荷重が集中するのを避けるために縦５０ミリメートル横２００ミリメートル厚さ１０ミリメートルの板（以下「当て板」という。）を当てて行うものとする。 参考例は図３－６のとおりである。

	１６　床板前縁の中央部に５８８．４ニュートンの荷重を１０分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。	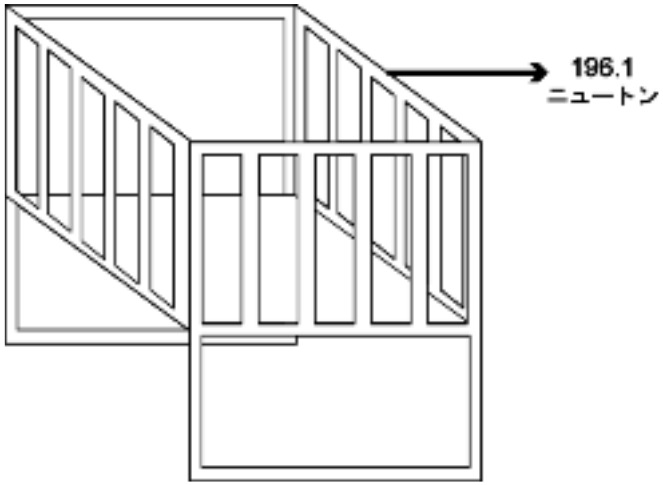 図３－６ １６　円筒形砂袋（直径約３０センチメートル）２個を用いて５８８．４ニュートンの荷重を加え、砂袋を取り去った後、目視、触感等により確認すること。 「床板前縁」とは、前枠のある側の床板縁部をいうものとする。 「各部に異状が生じないこと」とは、床板及び床板を保持する構造物に折れ、外れ又は割れがなく、かつ、各々の枠及び組み立てに使用しているねじ等に折れ、外れ又は割れが生じないことをいう。 確認箇所及び確認方法は、床板が確実に取り付けられていることを確認した後、扉を解放した状態で、床板のほぼ中央部を境に両側に１個ずつ砂袋を乗せて行うものとする。 参考例は、図３－７のとおりである。

	１７　枠にネット又は板を張つているものにあつては、そのネット又は板の中央部に１９６．１ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。	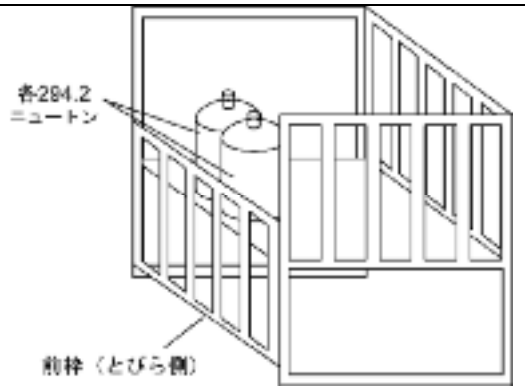 図３－７ １７　直径１０センチメートルの項８に示す円板当て板を用いて１９６．１ニュートンの力を加え、ネット又は板を引っ張り又は押した後、目視、触感等により確認すること。 「異状が生じないこと」とは、枠にネットを張っているものにあっては、ネット及びネットを縫い付けている布等の破れ、糸切れ及びほつれをいい、枠に板を張っているものにあっては、板及び枠の割れ、ひび等が生じないことをいうものとする。 確認箇所及び確認方法は、ネット又は板を張っている各々の面のほぼ中央部を水平方向に引っ張るか又は押して行うものとする。前枠にネット又は板を使用しているものにあっては、前枠を閉め、止め具が確実にかかっていることを確認した後、行うものとする。 参考例は、図３－８－１及び図３－８－２のとおりである。

	１８　妻枠の上さん中央部の外側面に２９４．２ニュートンの荷重を３０回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は３０ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。	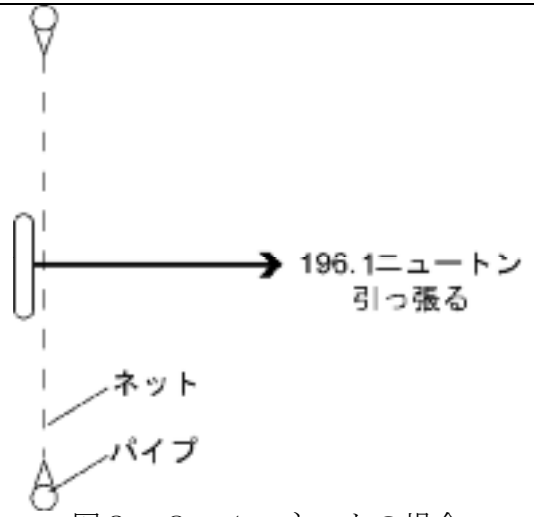 図３－８－１　ネットの場合 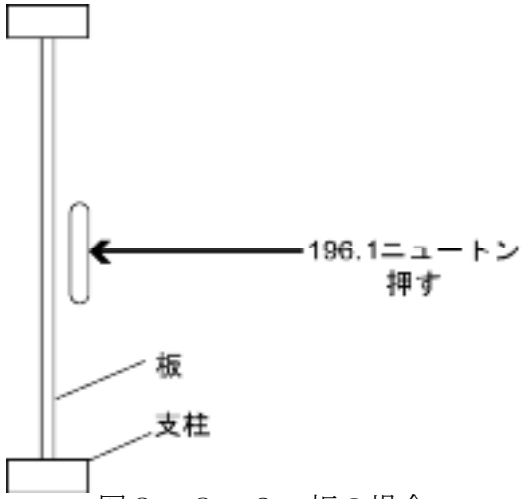 図３－８－２　板の場合 １８　スケール等により測定し、各部に異状がないことを目視、触感等により確認すること。 「各部に異状が生じないこと」とは、組み立てられている各々の枠及びねじ等に折れ、外れ又は割れがなく、かつ、扉の止

		め具の外れがないことをいう。 　負荷箇所及び負荷方法は、次の準備を行い、左右の上さん中央部の外側面に２９４．２ニュートンの荷重を交互に約５秒間水平にそれぞれ３０回加える。変位量は、始めに妻枠の上さん中央部の外側面に４９．１ニュートンの荷重をかけたときの位置から３０回目の荷重を加え終わった後、再び４９．１ニュートンの荷重をかけたときの位置までをいうものとする。 　イ　ベッドが確実に組み立てられていることを確認する。 　ロ　ベッドは動かないように妻枠支柱下端の外側を高さ５センチメートル（キャスター付きにあっては、その部分に５センチメートルを加えた高さ）の滑り止めにより確実に固定すること。 　なお、折り畳み式は、折り畳み部分に荷重が集中するのを避けるために当て板を当てて行うこと。 　参考例は、図３－９－１及び図３－９－２のとおりである。 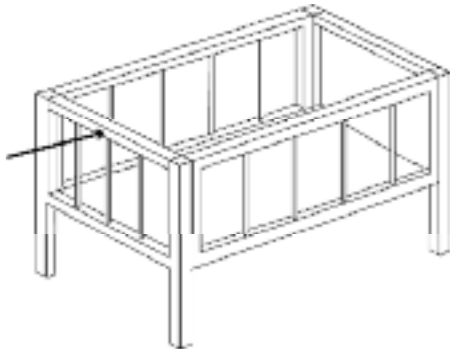 図３－９－１

	１９　前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ１０キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。	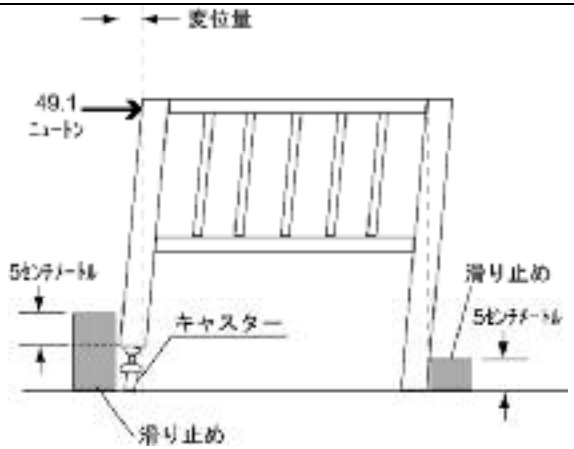 図３－９－２ １９　直径約２０センチメートルの円筒形砂袋を振子の長さ１メートルにつるし、水平距離で５０センチメートル移動し、自然に放して衝撃を加えた後、目視、触感等により確認すること。 「各部に異状が生じないこと」とは、前枠、後枠及び妻枠の割れ及び接合部の外れがないことをいう。 確認方法は、ベッドを不織布又はこれと同等以上の摩擦面を有する床面に置き、確実に組み立てられていることを確認した後、最低の高さに調整した床板の中央に１０キログラムの荷重をかけ、図３－１０により行う。 なお、水平距離で５０センチメートルの距離がとれないものにあっては、最大距離に離して行う。

	２０（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 （２）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	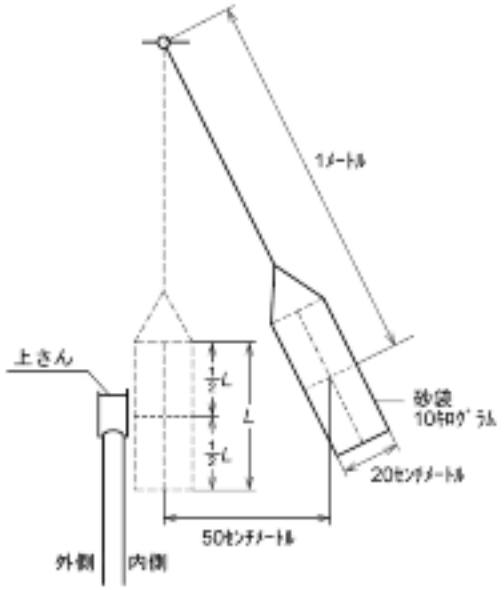 図３－１０ ２０（１）　ベッドの前枠又は妻枠の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示が付されていること。また、目視により確認すること。次項において同じ。 「外面の見やすい箇所」とは、使用者が一見して認識できる箇所とし、例えばベッド専用のものにあっては、妻枠中さん、サークル兼用のものにあっては、前枠横さんとし、金属製その他のものにあっては、前枠の部分等とする。 （２）　「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、次に掲げるもの等をいい、製品の種類、用途等を勘案して必要な表示を行うこと。ただし、支柱が前枠、後枠及び妻枠の上さんから突き出ていないものにあっては、イの表示を要しない。また、表示は読みやすく容易に理解できること。 イ　支柱に乳幼児の衣服のひも等が引っ掛かることがないよう注意すべき旨 ロ　止め金具及びねじ類の取付けが確実であることを点検すべき旨

		ハ　前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面及び妻枠で囲まれた面との間に隙間のないマットレス又は敷布団等を使用すべき旨 ニ　床板の位置を変更できるベッドにあっては、つかまり立ちができるようになった乳幼児の睡眠又は保育に使用する場合には、床板を最低の位置に置いて使用すべき旨 ホ　マットレス又は敷きふとん等を使用する際には、乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下する高さとならないよう注意すべき旨 （注）各部の名称の参考例は、次のとおり。 ①　専用型 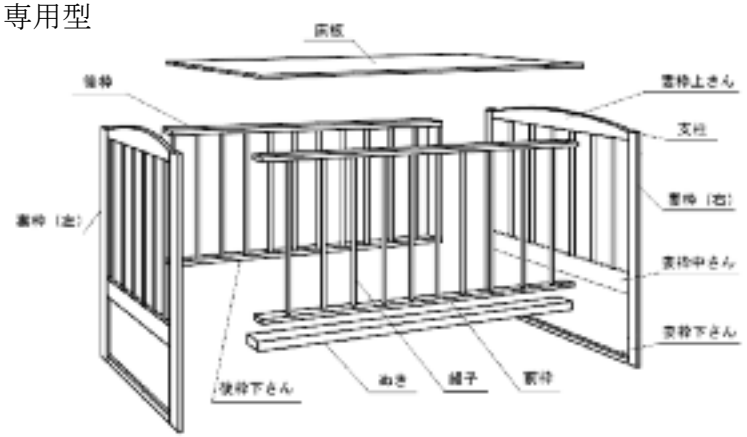 ②　サークル兼用型 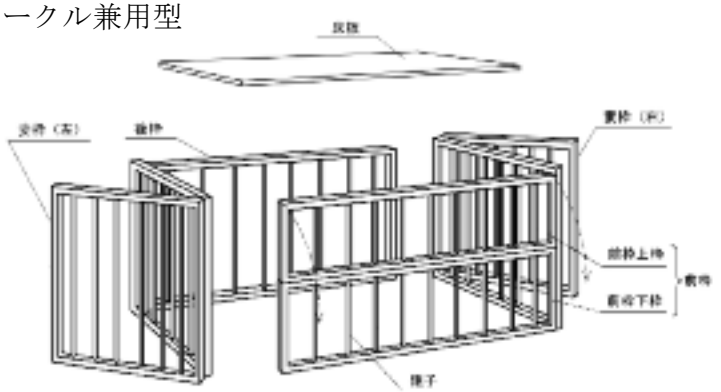

４．登山用ロープ	１　すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。	１　目視及び触感により確認すること。 「その他の欠点がなく」とは、糸抜け、糸ゆるみ、キンクがないこと及び外皮が芯を均一に覆い、かつ、密着していることをいう。 「キンク」とは、ロープがねじれと緩みを同時に受け、これによって型崩れした状態をいう。 「仕上げが良好であること」とは、端末の処理が行われ、糸のほつれがないこと等をいう。
	２　落下衝撃試験を行つたとき、初回にはロープの衝撃応力が、技術上の基準の欄の４（２）の表示のあるものにあつては７，８４５．３ニュートン以下、その他のものにあつては１１，７６８．３ニュートン以下であり、２回目にはロープが切断しないこと。	２　落下衝撃試験は、落下衝撃試験装置を用いて、有効長さ２，８００ミリメートルのロープの一端を固定し、所定の支点の上方２，５００ミリメートルの高さから、技術上の基準の欄の４（２）の表示のあるものにあってはロープの先端につるした５５キログラムプラスマイナス０．１キログラムのおもりを、その他のものにあってはロープの先端につるした８０キログラムプラスマイナス０．１キログラムのおもりを自然落下させ、オシログラフによりロープの衝撃力を確認することにより行うこと。この場合において、支点には、日本工業規格Ｇ４３０３（２００５）ステンレス鋼棒に定めるＳＵＳ３０４であって曲率半径５ミリメートルプラスマイナス０．１ミリメートルのものを用いるものとする。 「有効長さ」とは、試料の一端を固定点に原則として、図４－１に示すブーリン結びで結びつけ、かつ、試料の他端におもりをブーリン結びで結びつけたとき、図４－２に示すそれぞれの結び目の外側から外側までの長さをいう。有効長さの測定時に使用するおもりは、技術上の基準の欄の４（２）の表示のあるロープについては６キログラムプラスマイナス０．１キログラムのもの、その他のロープについては１０キログラムプラスマイナス０．１キログラムのものとする。 図４－１　結び型

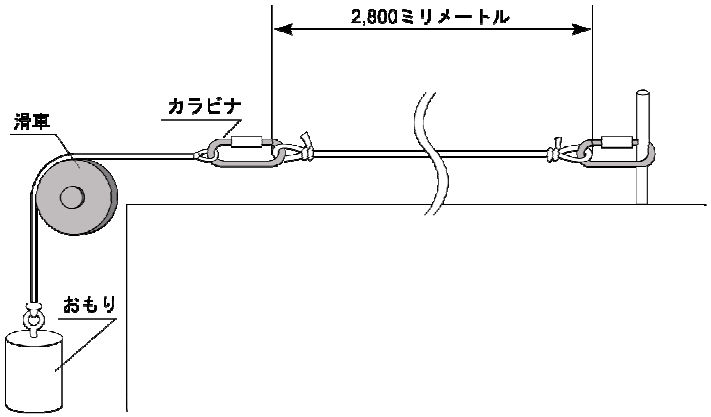

図４－２　有効長測定点

「切断」とは、ロープが完全に切断したことをいい、外皮又は芯糸のみの切断については、切断とは解釈しない。

「一端を固定し、所定の支点の上方２，５００ミリメートルの高さから、技術上の基準の欄の４（２）の表示のあるものにあつてはロープの先端につるした５５キログラムプラスマイナス０．１キログラムのおもりを、その他のものにあつてはロープの先端につるした８０キログラムプラスマイナス０．１キログラムのおもりを自然落下させ」とは、図４－３に示す方法等をいう。

この場合において、荷重変換器を試料とおもりの間に取り付けた時は、おもりの重さは荷重変換器及びつり環等、測定に必要な附属品の質量を加えたものとする。

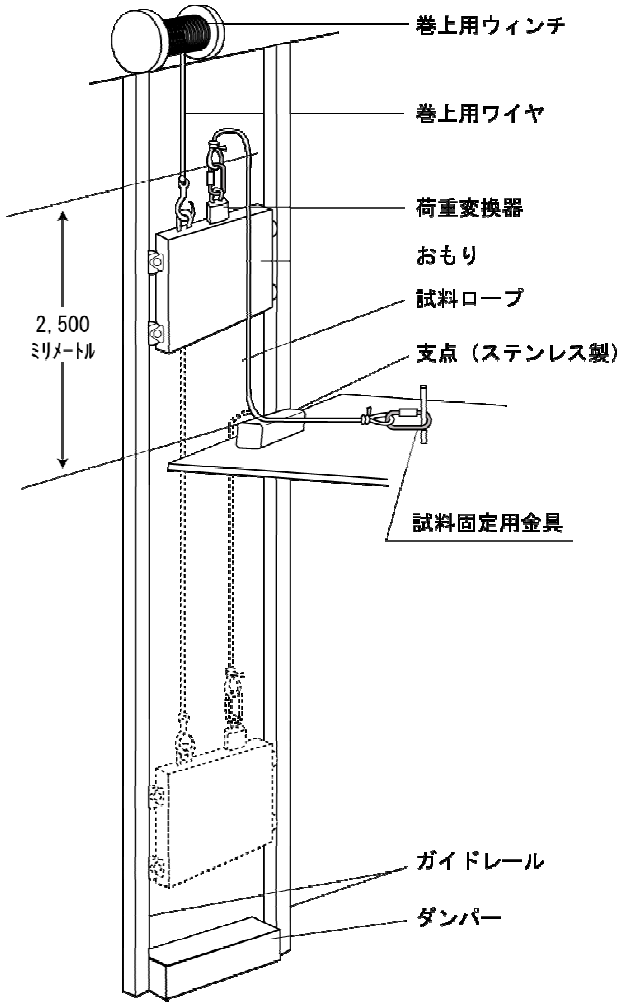

図４－３　衝撃試験装置の参考例

「オシログラフによりロープの衝撃力を確認すること」とは、衝撃力測定器（例えば、荷重変換器、動ひずみ測定器、表示装置等の組み合わせ）により荷重を測定し、最大値を確認することをいう。

同一の試料に対する初回の試験から２回目の試験までの間隔は５分プラスマイナス０．５分とする。

	３　せん断衝撃試験を３回行つたとき、ロープのせん断衝撃力が、４（２）の表示があるものにあつてはいずれも９８０．７ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも１，４７１．０ニュートン以上であること。	３　せん断衝撃試験は、一本のロープから採取した有効長さ２，８００ミリメートルのロープ３点の試料について、この項２に定める試験の方法により確認すること。ただし、支点は次に掲げる要件に適合すること。 イ　支点の材質は、日本工業規格Ｇ４３０３（２００５）ステンレス鋼棒に定めるＳＵＳ３０４であること。 ロ　支点の形状は、９０度の角度で面とりを施さないものであること。 ハ　支点の表面は、粗さが日本工業規格Ｂ０６０１（２００１）表面性状に定める最大高さ粗さが３．２マイクロメートル以下のものであること。
	４（１）　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 （２）　二つ折り又は２本で使用するものにあつては、１／２の記号が容易に消えない方法により表示されていること。 （３）　登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	４（１）　登山用ロープの端末にシールによって容易にとれない方法で表示が付されていること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。以下、各項において同じ。 （３）　「登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、次に掲げるもの等をいい、製品の種類、用途等を勘案して必要な表示を行うこと。 イ　岩角等の鋭角状又はこれに類する物体に強度の衝撃をもって衝突したときには、切断することがある旨 （注）各部の名称の参考例は、次のとおり。 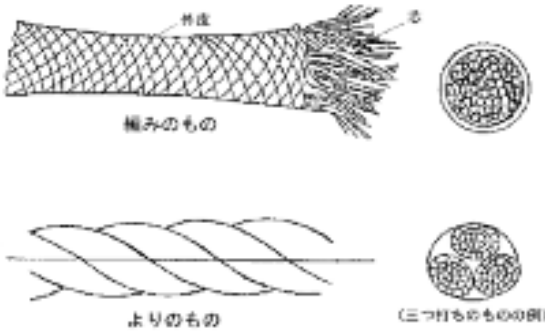

５．携帯用レーザー応用装置	１（１）　次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの及びそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものを除く。）にあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２００５）レーザ製品の安全基準３．１７クラス１レーザ製品又は３．１９クラス２レーザ製品であること。 ①　全長が８センチメートル以上であること。 ②　レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有すること。	１（１）　レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格Ｃ６８０２（２００５）レーザ製品の安全基準９．クラス分けのための測定の規定による測定方法により測定して確認すること。 ①の規定については、目視及びスケールにより確認すること。 ②の規定については、目視により確認すること。 「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。 「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にＬＥＤ等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。 なお、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成２２年経済産業省令第６０号）で、改正前の「②　質量（使用する電池の質量を含む。）が４０グラム以上であること。」、「③使用する電池の形状が単３形、単４形又は単５形であること。」、「④　使用する電池の数が２個以上であること。」に係る技術上の基準及び改正前の別表第２の型式の区分が削除されたことにより、新たに適用されることとなった電源を自ら備えていない製品においては、平成２３年９月２６日までの間は、法第４条第１項の規定にかかわらず、法第１３条の規定による表示が付されていない携帯用レーザー応用装置を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。
	（２）　（１）のもの以外のものにあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２００５）レーザ製品の安全基準３．１７クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．４ｅ）時間基準３）を満たすものに限る。）であること。	（２）　レーザ製品のクラスについては、（１）と同様の方法により測定して確認すること。
	２　出力安定化回路を有すること。	２　回路図及び部品配置図を入手した上で、目視及び出力を測定して確認すること。 「出力安定化回路」とは、電源の出力を調整する等により、放出されるレーザー光の出力を制限する回路をいう。
	３（１）　外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、	３（１）　「それ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるもの」とは、いわゆるレーザーポイン

	位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能（ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。）を有さないこと。	ターを指すが、事務用品としてのレーザーポインター以外に、レーザー付きジグソー、レーザー照準器付きモデルガン、レーザー付き温度計等の、工具、計器等を含む。 「レーザー光の放出状態を維持する機能」とは、例えば、レーザー光が照射される状態でスイッチを固定する機能等をいう。
	（２）　（１）のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。 ①　レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本工業規格Ｃ６８０２（２００５）レーザ製品の安全基準８．３クラス分けに対する責任に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。	（２）①　レーザーシステムの故障状態を模擬する等の状態で、測定して確認すること。 レーザーシステムには、レーザー光源、電源、レーザー光の出力を制御する機能、レーザー光を走査させる装置においてはレーザー光を走査させる機能等を含む。
	②　使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。	②　切替え機能によらずレーザー光の放出を停止させた上で、目視により確認すること。 「使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合」とは、電池切れにより停止した時、故障状態になった場合等、使用者の意図によらず停止した場合をいう。したがって、使用者が意図してレーザー光の放出を停止するために、電源を切る場合等は含まない。 「スイッチを入れ直すこと等を必要とする」とは、電池切れ等により装置がレーザー光の放出を停止した場合に、電池を入れ直したとき等にレーザー光が放出状態でないことを意図しており、機械的なスイッチであればレーザーの放出状態を切る状態となること、電子的なスイッチであれば電池を入れ直したとき等に電源等を押す必要があることをいう。
	４（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しく	４　携帯用レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

	は記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 （２）　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格Ｃ６８０２（２００５）レーザ製品の安全基準３．１７クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．４ｅ）時間基準３）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が３秒未満であるものに限る。））にあつては②の注意事項を表示することを要しない。 ①　レーザー光をのぞきこまない旨 ②　レーザー光を人に向けない旨 ③　子供に使わせない旨	
６．浴槽用温水循環器	１　浴槽用温水循環器の吸入口は、次の（１）から（６）の欄に掲げる条件において２の欄に掲げる試験を３０回実施した場合、そのすべてについて測定値が２０ニュートン以下となるものであること。 （１）　浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおり水を入れること。	１（１）　設置の方法が多様である場合にあっては、配管の抵抗を最低にする等、吸入量が最大になるよう設置すること。 「通常動作に限定されたとおり水を入れる」とは、次のように注水することをいう。 イ　注水する浴槽は、日本工業規格Ａ５５３２（２００６）浴槽の浴槽等標準的な浴槽とする。ただし、通常、浴槽と接続させた製品として販売されるものにあっては、当該浴槽を使用する。 ロ　注水量は、浴槽の上縁から約１５０ミリメートル下方又は吸入口の上縁のうち高い水位となる高さまでとする。吸入口とは、浴槽用温水循環器に水を供給するための口を指し、浴槽側面に穴を開けて接続する場合、浴槽とは独立して浴槽内に設置する場合等がある。 参考例は、図６－１－１及び図６－１－２のとおりである。

	（２）　２（１）及び（２）の毛髪（以下「試験用毛髪」という。）は、５０グラム及び１８０グラムの人間の毛髪を、直径２５ミリメートルで長さ３００ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは４００ミリメートルとすること。	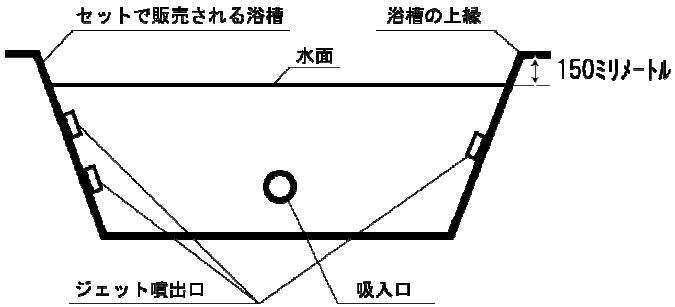 図６－１－１　注水したときの状況（ジェット噴流バスの場合） 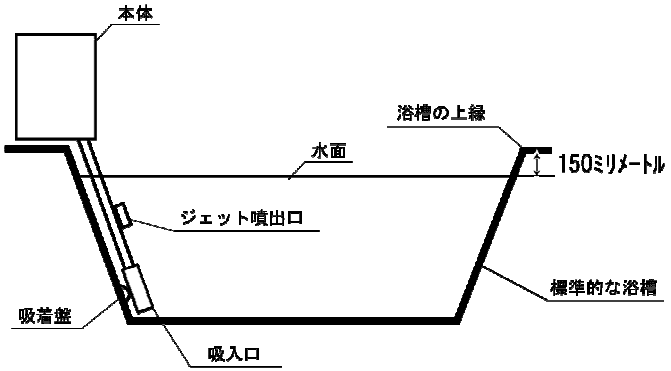 図６－１－２　注水したときの状況（２４時間風呂の場合） （２）　「試験用毛髪」の詳細は、図６－２及び次のとおりとする。 イ　「５０グラム」とは、毛髪の固定されていない部分の乾燥時の質量が５０グラムプラスマイナス５グラムの範囲のもの、又は、毛髪全体の乾燥時の質量が５０グラム以上６０グラム以下の範囲のものをいう。 ロ　「１８０グラム」とは、毛髪の固定されていない部分の乾燥時の質量が１８０グラムプラスマイナス２０グラムの範囲のもの、又は、毛髪全体の乾燥時の質量が１８０グラム以上２００グラム以下の範囲のものをいう。

		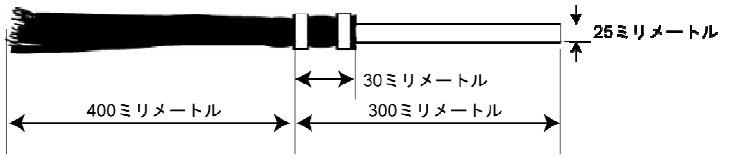 ①５０グラムのもの 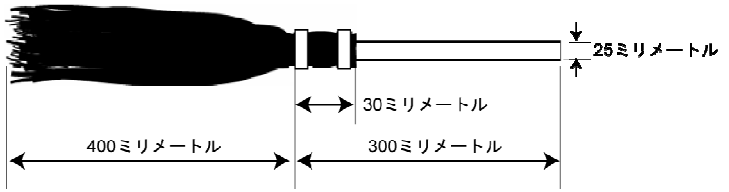 ②１８０グラムのもの 図６－２　試験用毛髪の例
	（３）　試験用毛髪は、あらかじめ２分以上浴槽内の水につけておくこと。 （４）　浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合には、カバーを付した状態及び外した状態のそれぞれについて２の欄に掲げる試験を実施すること。 （５）　浴槽用温水循環器の吸入口が複数ある場合には、それぞれについて２の欄に掲げる試験を実	（４）　「取り外し可能なカバー」とは、工具を使用せずに取り外したり開けたりすることができる部分及び例え取り外しに工具（ねじその他これに類する固定装置を開け締めするのに用いるドライバー、硬貨その他のもの。）が必要であっても取扱説明書に従って外されるカバー等の着脱可能な部品をいう。 なお、施工業者等が設置の目的である部分を取り外す必要がある場合には、その部分は取り外すものと取扱説明書に記載されていても着脱できる部分とはみなさない。 カバーを「外した状態」とは、着脱可能な部品を複数有する場合にあっては、あらゆる組合せで当該部品を取り外した状態をいう。

	施すること。 （６）　試験用毛髪は、もつれないようにしておくために、定期的にとかすこと。 ２　試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ２．５分間にわたつて吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約４０度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引つ張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の（１）及び（２）の欄に掲げる引張方向に応じ、それぞれ当該（１）及び（２）の欄に定めるものとする。 （１）　垂直の方向　５０グラムの人間の毛髪を、直径２５ミリメートルで長さ３００ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪 （２）　垂直より約４０度の方向　１８０グラムの人間の毛髪を、直径２５ミリメートルで長さ３００ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪（ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態での試験においては、２（１）に掲げる毛髪）	（６）　試験用毛髪は、試験ごとにブラシをかけてもつれ等がないようにし、試験５回に１度、試験用毛髪をリンスに浸す。 ２　引っ張り力の測定は、試験用毛髪に取り付けた棒に保持リング、ワイヤー等の適切なジグを介して取り付けたプッシュプルゲージ等（測定した最大値を保持又は記録することができるものであって、測定精度が０．１ニュートン以上で、かつ３０ニュートンまで測定することができるもの。）の測定機器を移動させることによって行う。 引っ張り力の測定は、図６－３に示す試験用毛髪の自由部分の先端が吸入口の上縁に位置するよう垂らした状態のプッシュプルゲージ等の値を０として開始する。 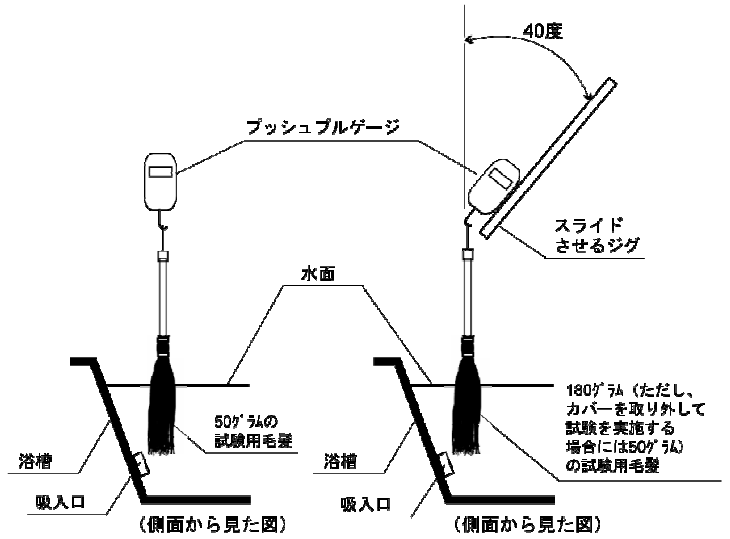 （垂直の方向に引っ張る場合）　　（垂直より約４０度の方向に引っ張る場合） 図６－３　試験用毛髪の自由部分の先端が吸入口の上縁に位置するよう垂らした状態の例（この時のプッシュプルゲージ等の値を０として開始する。） 「試験用毛髪を吸入口に置」くとは、次のように置くことをいう。

イ　温水循環器の運転を停止させた状態で、試験用毛髪の固定部分を吸入口の鉛直方向上向き約２００ミリメートルの位置に来るよう棒を持ち、試験用毛髪の自由部分を可能な限り吸入口に接触させるよう試験用毛髪を垂らす。

なお、吸入口が下向きである等試験用毛髪を吸入口に接触させることが困難な場合には、可能な限り試験用毛髪を近づけることとする。

ロ　前述の位置に保持したまま、試験用毛髪に揺れ等がなくなるまで放置する。

参考例は、図６－４のとおりである。

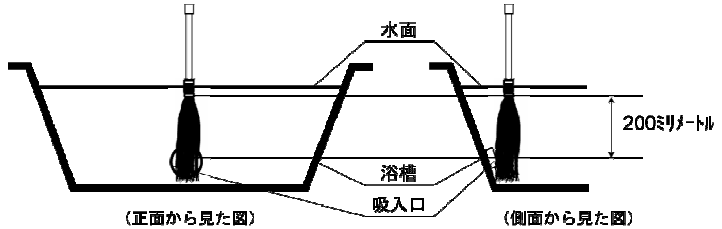

図６－４　試験用毛髪を吸入口に置く例

ジェット噴流機能、泡発生機能等、試験用毛髪が吸入口へ吸い込まれる際の妨げとなるおそれのある機能を運転させる場合には、吸入口付近に囲いを作る等可能な限り試験用毛髪への影響を少なくさせる措置を講じる。参考例は、図６－５のとおりである。

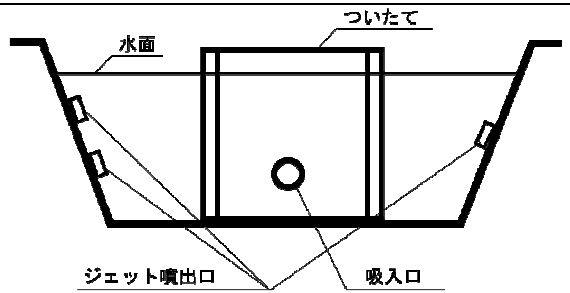

（横から見た図）

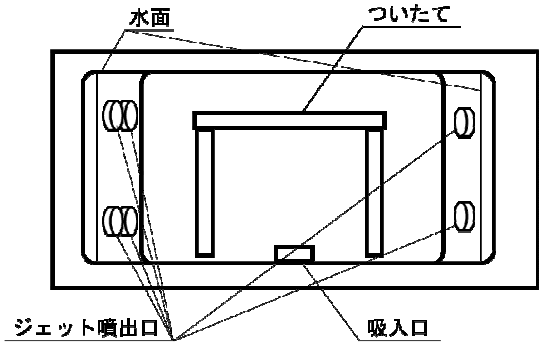

（上から見た図）

図６－５　ジェット噴流機能等の影響を少なくさせる措置の例

「定格電圧を供給」とは、次の条件で定格電圧をポンプ等の動力に供給することをいう。

イ　電源電圧は安定器等を用いて定格電圧に等しい電圧とする。

ロ　吸入口からの吸入量が最大となるよう温水循環器の稼働条件を設定する。

ハ　定格周波数が５０ヘルツ及び６０ヘルツ共用のものは、吸入量が大きい周波数とする

「試験用毛髪を一方の側から他方の側へ２．５分間にわたって動かす」とは、試験用毛髪の固定部分を前後左右上下に２．５分間にわたって動かすことをいう。

なお、前後左右上下への動作に当たっては、試験用毛髪が吸入口から離れない程度に動かすこととする。

「吸入口に吸い込まれるよう動かす」とは、可能な限り吸入

		口に試験用毛髪が張り付くよう（吸入口の全面を覆うよう）又は吸い込まれるよう、図６－６に示すように試みることをいう。 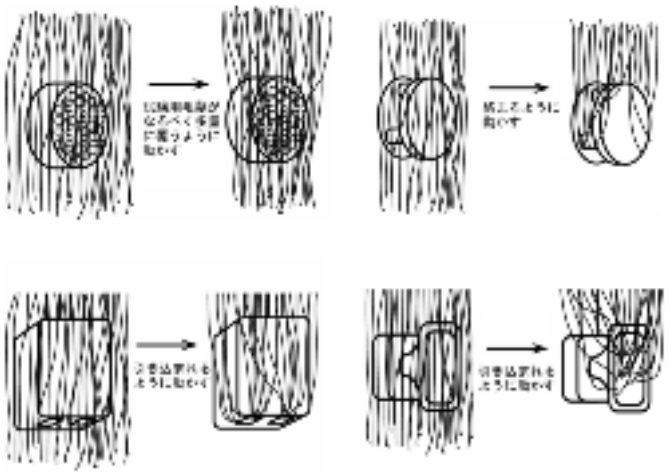 図６－６　試験用毛髪が張り付くよう又は吸い込まれるよう試みる例 引っ張り力の測定は、試験用毛髪の全てが水中にある状態から開始し、試験用毛髪が吸入口から完全に離れるまで引き上げた時点で終了する。 「垂直の方向」に引っ張るとは、試験用毛髪を吸入口の中心から鉛直方向上向きに引っ張ることをいう。 「垂直より約４０度の角度の方向に引っ張る」とは、試験用毛髪を吸入口の中心から鉛直に対して約４０度の角度方向上向きに引っ張ることをいう。 参考例は、図６－７－１及び図６－７－２のとおりである。

	３（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名	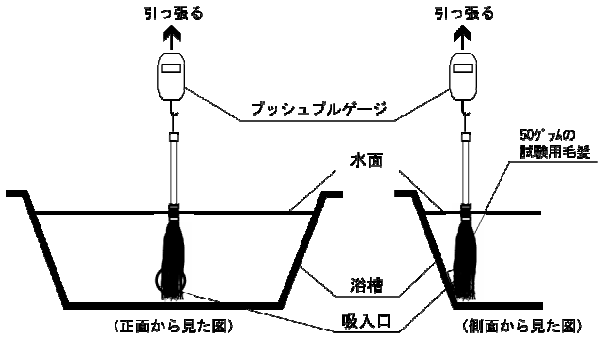 図６－７－１　吸入口の中心から鉛直方向上向きに引っ張るときの例 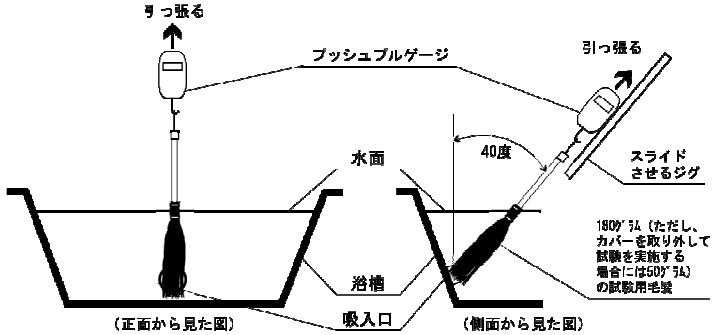 図６－７－２　吸入口の中心から鉛直に対して４０度の角度方向上向きに引っ張るときの例 試験用毛髪の引っ張り速度は、１０ミリメートル毎秒以下とする。 測定値は、試験用毛髪が吸入口から完全に離れるまで引き上げた時点でのプッシュプルゲージ等の値とする。 ３　目視により確認すること。 「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。 「適切に表示されている」とは、浴槽用温水循環器及びそれに付随して販売され、接続されて使用するものの外表面の見や

	称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 （２）　吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	すい箇所に表示をすることをいう。 ここで、「それに付随して販売され、接続されて使用するもの」とは、循環装置操作パネル、セットで販売される浴槽等を指す。 また、「外表面の見やすい箇所」とは、浴室内で循環装置を作動させるときに、表示の内容を確認できる箇所をいう。 参考例は、図６－８－１～図６－８－３のとおりである。 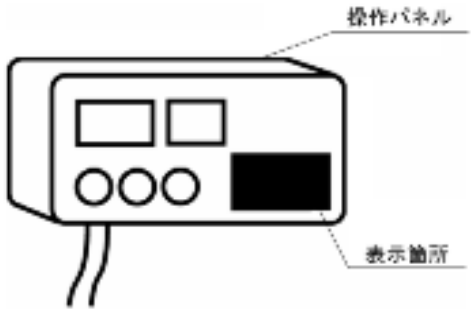 図６－８－１　循環装置操作パネルへの表示の例 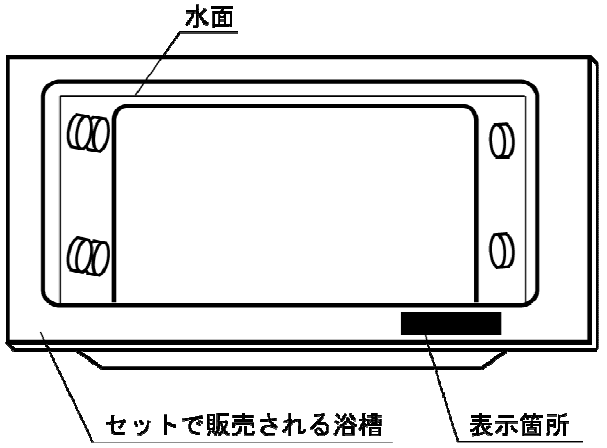 図６－８－２　セットで販売される浴槽への表示の例

		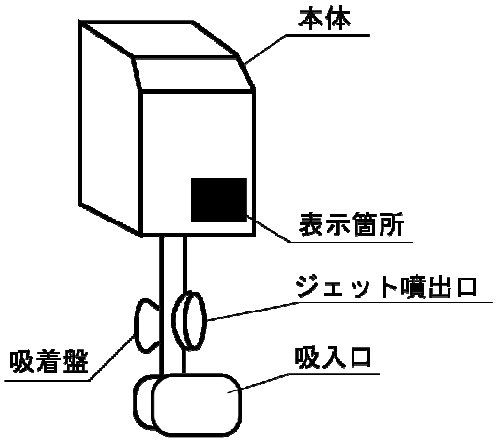 図６－８－３　循環装置本体への表示の例
７．石油給湯機	１　日本工業規格Ｓ３０３１（２００２）石油燃焼機器の試験方法通則（以下「ＪＩＳ試験通則」という。）６．１．１に定める温度条件を満たした試験室（以下「ＪＩＳ試験室」という。）において、ＪＩＳ試験通則６．７に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（ＣＯ／ＣＯ２）の測定方法（以下「石油燃焼機器のＣＯ／ＣＯ２の測定方法」という。）による測定を行つたとき、測定値が０．０１以下であること。 ２　ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則６．１、６．２のｅ）、ｆ）及びｉ）に定める各部の温度上昇試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 （１）　機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が６５度以下であること。 （２）　機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の木壁の表面温度と室温との差が６５度以下であること。 （３）　機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が２５度以下であること。 （４）　油温と室温との差が２５度以下であること。 ３　ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則１７．に定	３　浴槽内からふろがまに循環する水の温度の測定は、日本工業

	める給湯温度試験を行つたとき、給湯温度が９０度以下であること。 　また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は６０度以下であること。 　また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、ＪＩＳ試験通則１５．２に定める過熱防止装置の作動試験を行つたとき、１００度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。	規格Ｓ３０３１（２００９）石油燃焼機器の試験方法通則１７．２浴槽内からふろがまに循環する水の温度試験によって行うこと。
	４　直接加熱する熱交換器を保護する機能として、次の（１）又は（２）に掲げる条件に適合すること。ただし、直接加熱するふろがま用熱交換器にあつては、この限りではない。 （１）　熱交換器内に水がないとき点火できないこと。 （２）　熱交換器内に水がないとき点火後３分以内に消火すること。	４　試験は、熱交換器内の水を抜き、通常の点火操作を行ったとき、バーナに点火・燃焼しないことを目視により確認すること。 　なお、点火・燃焼した場合は、３分以内に消火することを目視により確認すること。
	５　直接加熱するふろがま用熱交換器を有するものにあつては、ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則１９．２に定める耐空だき性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 （１）　ふろがま用熱交換器内に水がないと点火できないこと。 （２）　ふろがま用熱交換器内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端（浴槽側）の水位に達してから１０秒以内に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、給湯機の外に火炎が出たり、破損したりしないこと。	
	６　ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則２９．１及び２９．３に定める振動試験を行つたとき、周期０．３秒、０．５秒及び０．７秒のそれぞれにおいて、１７０センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、１０秒以内で消火し、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。	６　「異常燃焼」とは、機器外への炎の出、振動燃焼、爆発燃焼等をいう。
	７　ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則５２．に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。	
	８（１）　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に	８（１）　表示については、機器の定格表示（銘板）に記載されている場合は、これに代えることができる。 　「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことを

	届け出た登録商標をもつて代えることができる。 （２）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	いう。 （２）　「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、日本工業規格Ｓ３０２１（２００９）油だき温水ボイラ１２．２取扱表示、日本工業規格Ｓ３０２４（２００９）石油小形給湯機１２．２取扱表示又は日本工業規格Ｓ３０２７（２００９）石油給湯機付ふろがま１２．２取扱表示によること。 「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。
８．石油ふろがま	１　ＪＩＳ試験室において、石油燃焼機器のＣＯ／ＣＯ２の測定方法による測定値が０．０１以下であること。 ２　ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則６．１、６．２のｆ）及びｉ）に定める各部の温度上昇試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 （１）　機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が６５度以下であること。 （２）　機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の木壁の表面温度と室温との差が６５度以下であること。 （３）　油温と室温との差が２５度以下であること。 ３　ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則１９．２に定める耐空だき性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 （１）　浴槽内に水がないと点火できないこと。 （２）　浴槽内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管上端（強制循環式のものにあつては下部循環管下端）の水位に達してから１０秒以内（ポット式にあつては５分以内）に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、ふろがまの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。 ４　ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則２９．１及び２９．２に定める振動試験を行つたとき、周期０．３秒、０．５秒及び０．７秒のそれぞれにおいて、１９５センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の	４　「異常燃焼」とは、機器外への炎の出、振動燃焼、爆発燃焼等をいう。

	（１）又は（２）に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。 （１）　１０秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に１０秒以内で消火すること。 （２）　ポット式のものにあつては、１０秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、５分以内に消火し、かつ、ＪＩＳ試験通則３０．に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。 ５　圧力噴霧式のものにあつては、ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則５２．に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。 ６（１）　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 （２）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	６（１）　表示については、機器の定格表示（銘板）に記載されている場合は、これに代えることができる。 また、「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 （２）　「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、日本工業規格Ｓ３０１８（２００９）石油ふろがま１３．２取扱表示によること。 「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。
９．石油ストーブ	１（１）　ＪＩＳ試験室において、石油燃焼機器のＣＯ／ＣＯ２の測定方法による測定値が、密閉燃焼式及び半密閉燃焼式のものにあつては０．０１以下、開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては０．００２以下、開放燃焼式ものであつて自然通気形のものにあつては０．００１以下であること。 （２）　密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置（以下「不完全燃焼防止装置」	

	という。）を有し、次に掲げる条件に適合すること。 ①　室内に排気ガスが排出されるように機器の排気部分を外し、ＪＩＳ試験通則４４．１に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後２０秒以内（ポット式のものにあつては５分以内）で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（ＣＯ／ＣＯ２）が０．０１を超えないこと。 　ただし、排気筒外れにより消火する機能を有するものにあつては、消火する機能が作動しないようにして試験を行うこと。 ②　不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。 ③　連続して４回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。 ④　不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して３回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。 （３）　開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。 ①　ＪＩＳ試験通則４４．１に定める不完全燃	１（２）②　不完全燃焼の検知部についての機能の確認は、日本工業規格Ｓ３０３１（２００９）石油燃焼機器の試験方法通則４４．３不完全燃焼防止装置の検知部異常試験によって行うこと。 　「容易に改造できない構造」とは、不完全燃焼防止装置と制御基板との接続部にあっては、特殊工具又は専用端子等を使用しないと接続できないことをいう。ただし、接続部が特殊工具で固定するボックス等で保護されている構造のものは容易に改造できない構造と判断できる。 ③　不完全燃焼通知機能の確認は、日本工業規格Ｓ３０３１（２００９）石油燃焼機器の試験方法通則４４．４不完全燃焼防止装置の不完全燃焼通知機能試験によって行うこと。 　なお、「使用者に認識させる機能」とは、ブザーの鳴動、ランプの点滅・点灯等によって知らせることをいう。 ④　再点火防止機能の確認は、日本工業規格Ｓ３０３１（２００９）石油燃焼機器の試験方法通則４４．５不完全燃焼防止装置の再点火防止機能試験によって行うこと。 　なお、「通常の操作」とは、乾電池の交換、電源プラグの抜き差し、操作スイッチの入り切り等をいう。

	焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後２０秒以内で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（ＣＯ／ＣＯ２）が０．００３を超えないこと。 ③　不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。 ④　不完全燃焼通知機能を有すること。 ⑤　再点火防止機能を有すること。 ２　密閉燃焼式のものにあつては、ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則５０．に定める排気筒外れによる安全性試験を行つたとき、排気筒が外れてから３０秒以内に灯油を遮断し、遮断後２０秒以内（ポット式のものにあつては５分以内）に消火すること。 ３　密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。 （１）燃焼用一次空気管及び二次空気管にあつては、耐久性を損なう曲げ、ねじれなどがないこと。 （２）　燃焼用二次空気管を有するものにあつては、燃焼用送風機とバーナとを結ぶ燃焼用二次空気管の接続部が確実に接続されていること。 （３）　燃焼用二次空気管の材質は日本工業規格Ｓ２０３１（２００７）密閉式石油ストーブの表５－材料に定める金属であること。 ４　ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則６．１、６．	（３）③　不完全燃焼の検知部についての機能の確認は、日本工業規格Ｓ３０３１（２００９）石油燃焼機器の試験方法通則４４．３不完全燃焼防止装置の検知部異常試験によって行うこと。 「容易に改造できない構造」とは、不完全燃焼防止装置と制御基板との接続部にあっては、特殊工具又は専用端子等を使用しないと接続できないことをいう。ただし、接続部が特殊工具で固定するボックス等で保護されている構造のものは容易に改造できない構造と判断できる。 ④　不完全燃焼通知機能の確認は、日本工業規格Ｓ３０３１（２００９）石油燃焼機器の試験方法通則４４．４不完全燃焼防止装置の不完全燃焼通知機能試験によって行うこと。 ⑤　再点火防止機能の確認は、日本工業規格Ｓ３０３１（２００９）石油燃焼機器の試験方法通則４４．５不完全燃焼防止装置の再点火防止機能試験」によって行うこと。 ３（１）　「耐久性を損なう曲げ、ねじれがないこと」とは、空気管の一方を外して自由度をもたせたとき、空気管と接続部が大きくずれていないことをいう。 （２）　「確実に接続されていること」とは、ねじ止、締付けバンド等によって固定されていることをいう。

	２の e）、f）及び i）に定める各部の温度上昇試験、６．４に定める温風温度の測定並びに６．５に定める熱気温度の測定を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 （１）　機器下面の木台の表面温度が４５度以下であること。ただし、密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものであつて機器下面と置台又は床面に３センチメートル以上の間隔を設けるように設計されたものにあつては、機器下面の木台の表面温度と室温との差が６５度以下であること。 （２）　機器周辺の木台の表面温度と室温との差が６５度以下であること。 （３）　機器上面、側面及び前面の木壁の表面温度と室温との差が６５度以下であること。 （４）　機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が２５度以下であること。 （５）　油温と室温との差が２５度以下であること。 （６）　強制対流形のものにあつては、温風温度が８０度以下であること。 （７）　密閉燃焼式のものであつて強制対流形で前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて上方・前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて自然対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、熱気温度が１５０度以下であること。 ５　開放燃焼式のもので自然通気形のものにあつては、ＪＩＳ試験室において、ＪＩＳ試験通則８．に定めるしん調節器最大燃焼試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 （１）　すすを伴う煙が生じないこと。 （２）　機器の外、燃焼筒下部及びしん案内筒内部に出炎しないこと。 ６　開放燃焼式のものにあつては、ＪＩＳ試験通則１３．３に定める転倒消火試験を行つたとき、１０秒以内で消火すること。 ７　密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、Ｊ	

	ＪＩＳ試験通則１５．１に定める過熱防止装置の作動試験を行つたとき、次の条件に適合すること。 （１）　過熱防止装置が作動し、２０秒以内（ポット式のものにあつては５分以内）に消火すること。 （２）　給排気筒を有するものにあつては、壁に接する給排気筒の表面温度が１００度を超える前に消火すること。 （３）　機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の表面温度（温風吹出口、温風用の吸気口及び熱放射口の表面温度を除く）が１５０度を超える前に消火すること。 ８　密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、ＪＩＳ試験通則１６．に定める耐半閉そく性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 （１）　過熱防止装置が作動したときは、２０秒以内（ポット式にあつては５分以内）に消火すること。過熱防止装置が作動しないときは、温風温度（ガーゼ表面）は１８０度を超えないこと。 （２）　ガーゼに着火したり、ストーブの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。 ９　ＪＩＳ試験室（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、温度が２０度±５度）において、ＪＩＳ試験通則２９．１及び２９．２に定める振動試験を行つたとき、周期０．３秒、０．５秒及び０．７秒のそれぞれにおいて、１９５センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の（１）又は（２）に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。 （１）　１０秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に１０秒以内で消火すること。 （２）　１０秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、２０秒以内（ポット式にあつては５分以内）に消火し、かつ、ＪＩＳ試験通則３０．に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。 １０　密閉燃焼式のものにあつては、ＪＩＳ試験室で、ＪＩＳ試験通則５２．に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼	９　「異常燃焼」とは、機器外への炎の出（消火装置が作動した際に瞬間的に発生する火炎を除く。）、振動燃焼、爆発燃焼等をいう。

	を再開しないこと。 １１　開放燃焼式のものであつて気密油タンクを有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 （１）　ＪＩＳ試験室において、気密油タンクに油タンク容量の１割まで灯油を入れ、機器を点火してから３０分経過後、機器から気密油タンクを抜いたとき、1分３０秒以内で消火する装置（以下「給油時消火装置」という。）を有すること。 （２）　気密油タンクの給油口ふたは、開閉状況を判別でき、閉まつたことが音、目視又は感触で確認できること。 （３）　ＪＩＳ試験室において、気密油タンクの給油口ふたの開閉を５０００回繰り返した後、油タンク容量まで灯油を入れ、給油口ふたを閉じ、給油口ふたが下方に向くように気密油タンクを提げたとき、灯油の垂れがなく、かつ、５分経過した後に給油口ふたをガーゼで拭いたとき、灯油のにじみがないこと。 （４）　ＪＩＳ試験室において、気密油タンクに油タンク容量まで灯油を入れ、気密油タンクの給油口ふたと厚さ3センチメートル以上の気乾状態の広葉樹の板を最短距離が２０センチメートル±１センチメートルとなる位置に、気密油タンクの取つ手の中央をつり上げ、給油口ふたが直接広葉樹の板に接触するように落下させたとき、気密油タンクから油漏れがないこと。 １２（１）　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届	１１（２）　「開閉状況を判別でき」とは、給油口ふたが開いているときの状態及び閉じているときの状態が、色、文字又は記号による表示等、目視によって認識できることをいう。 「閉まったことが音、目視又は感触で確認できる」とは、給油口ふたを閉めたとき、完全に閉じたことが、次の機構のいずれか又は組み合わせによって認識できることをいう。 イ　給油口ふたが完全に閉じたときに、機械的又は電気的に音を発生させる機構 ロ　給油口ふたが完全に閉じたときに、色、文字若しくは記号等が見えなくなる、又は現れる等目視によって認識できる変化を生じさせる機構 ハ　給油口ふたが完全に閉じたときに、ふたが空回りする等感触の変化を生じさせる機構 １２（１）　表示については、機器の定格表示（銘板）に記載されている場合は、これに代えることができる。

	出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 （２）　ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 （３）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 （２）　「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 「適切に表示されていること」とは、ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止に関する事項にあっては給油の際に見やすい給油口付近に、衣類乾燥厳禁の注意に関しては機器の上面、前面又は側面の見やすい位置に表示されていることをいう。 （３）　「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、日本工業規格Ｓ２０１９（２００９）自然通気形開放式石油ストーブ１１．２取扱表示、日本工業規格Ｓ２０３１（２００９）密閉式石油ストーブ１３．２取扱表示、日本工業規格Ｓ２０３６（２００９）強制通気形開放式石油ストーブ１２．２取扱表示、日本工業規格Ｓ２０３９（２００９）半密閉式石油ストーブ１２．２取扱表示又は日本工業規格Ｓ２０１６（２００９）石油こんろ１２．２取扱表示によること。 「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。
１０．ライター	１　火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。 ２　火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。 ３　火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。 ４　燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。 ５　火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。 ６　燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適	１～１５　ライターの機能的要求及び構造にあっては、日本工業規格Ｓ４８０１（２０１０）たばこライター－安全仕様３機能的要求事項及び４構造又は日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライター－安全仕様３機能的要求事項、４構造及び５多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあっては、日本工業規格Ｓ４８０３（２０１０）たばこライター及び多目的ライター－操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様の５機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。 なお、「これと同等以上のもの」とは、米国１６ Ｃ．Ｆ．Ｒ．ＰＡＲＴ１２１０又は１６ Ｃ．Ｆ．Ｒ．　ＰＡＲＴ１２１２に示された方法又は欧州ＥＮ１３８６９に示された方法で行われた試験等の十分な技術的根拠により技術基準に適合していると

	切であること。 ７　外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。 ８　燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。 ９　燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。 １０　耐落下性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 １１　耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 １２　燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 １３　耐火炎性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 １４　耐繰返し燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 １５　耐連続燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 １６（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 （２）　子供の手の届くところに置かないこと、５０度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用後、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	判断し得るものをいう。 　また、１の「不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にする」とは、聴覚若しくは視覚効果で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであること、又は、７の「その他の欠点がない」とは、物理的形状若しくは機能で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであることを含むものとする。つまり、米国１６ Ｃ．Ｆ．Ｒ．　ＰＡＲＴ１２１０、１６ Ｃ．Ｆ．Ｒ．　ＰＡＲＴ１２１２及び欧州ＥＮ１３８６９に示されたノベルティライターに該当しないものであること。 　具体的には、以下のようなもの又は以下のような機能を付属的に付加することで子供の興味を引くものでないこと。 ・形状がアニメや漫画のキャラクター、玩具、銃、時計、電話、楽器、乗り物、人体又は人体の一部、動物、食べ物又は飲み物等に似せているもの ・光によって、上記の絵を映し出すもの ・ピカピカと点滅する光を出すもの ・メロディーを奏でるもの １６　目視により確認すること。 　「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。また、多目的ライターにあっては、日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライター－安全仕様６．１．４．３“子供から遠ざける”のシンボルが容易に消えない方法により表示されていること。